

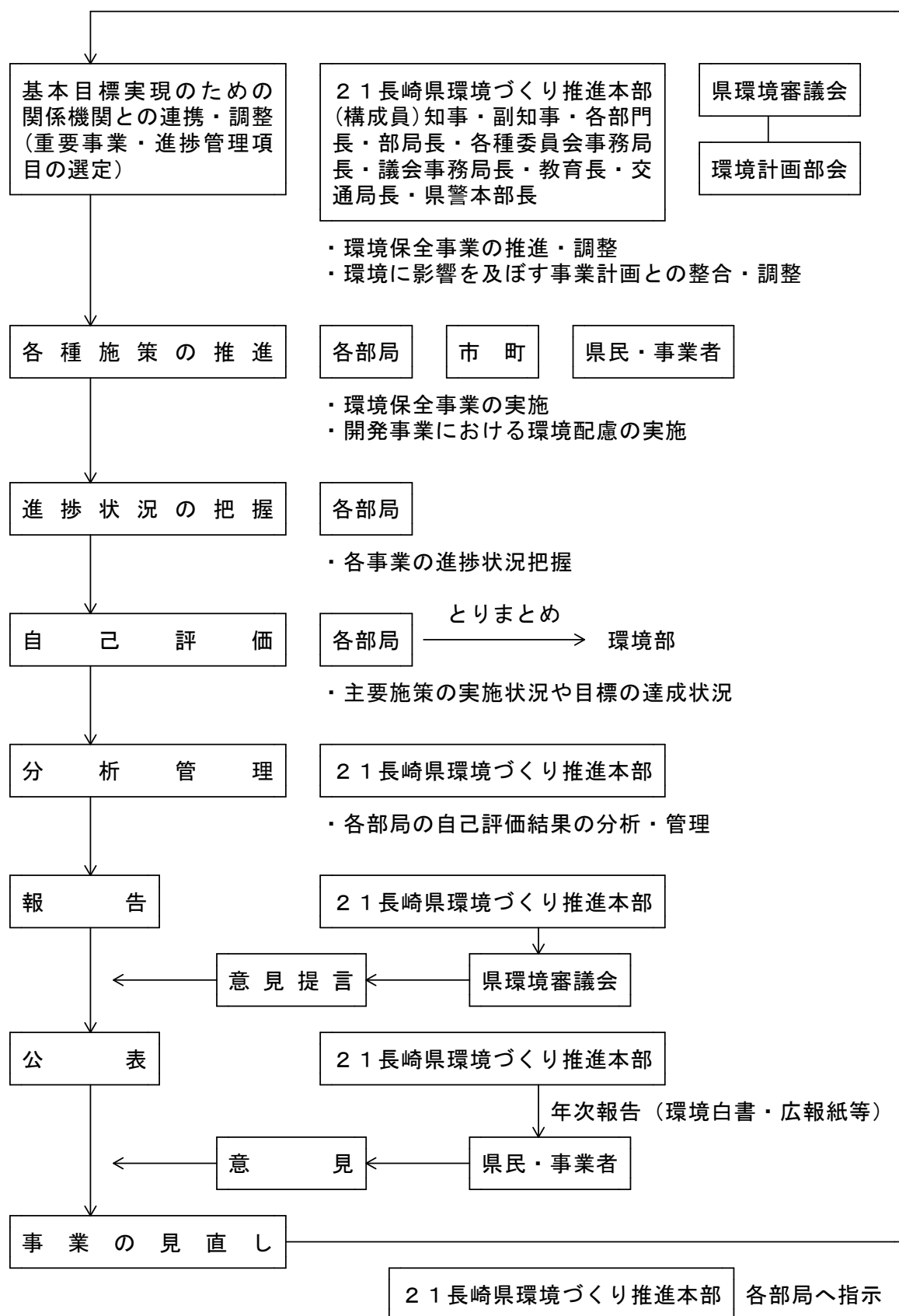
資 料 編

資料編

目 次

1	長崎県環境基本計画推進管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	長崎県環境保全関係審議会設置状況等・・・・・・・・・・	3
3	環境基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	規制基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
5	長崎県大気汚染監視テレメータシステム・・・・・・・・	32
6	水質汚濁防止法に基づく届出状況・・・・・・・・・・	35
7	公共用水域の水質に係る環境基準達成状況・・・・・・・・	36
8	海水浴場調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
9	大村湾の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
10	狩猟鳥獣の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
11	狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）・・・・・・・・	42
12	鳥獣保護区指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
13	休猟区一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
14	特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表・・・・・・・・・・	46
15	公園施設の一覧表（県の整備実績）・・・・・・・・・・	48
16	市町の木及び花・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
17	ダイオキシン類調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
18	環境放射能・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
19	産業廃棄物処理施設に係る立地基準・・・・・・・・・・	55
20	長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン・・・・・・・・	57
21	長崎県環境基本計画に係る平成25年度当初予算・・・・・・・・	60
	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69

1 長崎県環境基本計画進捗管理体制



2 長崎県環境保全関係審議会設置状況等

(1) 長崎県環境審議会委員名簿

平成27年4月1日時点

No	役職	氏名	所属・職業	環境 計画 部会	環境 監視 部会	自然 環境 部会	鳥 獣 部会	温 泉 部会	環 境 基 本 計 画 検 討 部 会
1	会長	中島 憲一郎	長崎国際大学薬学部 教授 (薬学科)(長崎国際大学副学長)						◎
2	副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会 (弁護士)					○	
3	副会長	橘 勝康	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (水産科学領域)	◎	○				○
4	委員	青柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授 (医療科学専攻)					○	
5	委員	石動 孝子	雲仙温泉観光協会 (雲仙婦人会長)			○			
6	委員	井手 陽一	一般社団法人 長崎県薬剤師会 (副会長)	○	○				○
7	委員	今村 安規子	公募委員	○					○
8	委員	岩岡 千香子	させぼパール・シー株式会社 水族館事業部クラゲ・魚類課 係長			○			
9	委員	内田 勇	長崎県農業協同組合中央会 専務理事				○		
10	委員	門崎 克典	公募委員	○		○			
11	委員	河田 耕介	長崎県漁業協同組合連合会 指導課長	○	○				
12	委員	河本 和明	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (環境科学領域)		○				○
13	委員	北村 美江	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (環境科学領域)	○					
14	委員	佐木 杏子	長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会 (グリーンツーリズム長崎あっとさ@琴海)				○		
15	委員	佐藤 恵美子	長崎県生活協同組合連合会 (グリーンコープ生活協同組合理事長)	○				○	○
16	委員	清水 洋	九州大学大学院理学研究院 教授 (附属地震火山観測研究センター長)			○		○	
17	委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会 (会長)			○	○		
18	委員	釣船 崇仁	長崎県医師会 (副会長)					○	
19	委員	豊田 涼子	公募委員		○	○			
20	委員	中西 弘樹	長崎大学 名誉教授・長崎県亜熱帯植物園 名誉園長			◎			○
21	委員	西山 智子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 (会長)		○				
22	委員	林 秀千人	長崎大学大学院工学研究科 教授 (システム科学部門)		○				○
23	委員	早瀬 隆司	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (環境科学領域)	○			◎		○
24	委員	藤田 龍敬	一般社団法人 長崎県猟友会 (会長)				○		
25	委員	松岡 数充	長崎大学 名誉教授		◎	○		◎	○
26	委員	松本 綾子	公募委員	○		○			
27	委員	宮地 晃輔	長崎県立大学 教授 (経済学部)	○	○				○
28	委員	村瀬 廣記	長崎県商工会議所連合会 (長崎商工会議所環境問題委員会副委員長)		○				○
29	委員	森 光一	日本労働組合総連合会 長崎県連合会 (会長)	○	○				
30	委員	八江 利春	長崎県森林組合連合会 (代表理事会長)				○		
31	委員	矢部 恒晶	独立行政法人 森林総合研究所 九州支所 森林動物研究グループ長			○	○		
32	委員	山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (水産科学領域)			○			
33	委員	山下 純治	元 県央地域広域市町村圏組合 消防本部 消防長					○	
34	委員	山中 美由紀	長崎県町村会 (川棚町住民福祉課長)		○				
35	委員	山本 緑	保健医療経営大学 准教授	○					
36	委員	吉野 葉子	長崎県市長会 (松浦市市民生活課長)	○					○
37	委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授 (環境科学領域)			○			○

(2) 長崎県環境影響評価審査会委員名簿

(平成27年3月31日)

氏 名	所属・職名	専門分野	備考
中西 弘樹	長崎大学名誉教授	植物生態学	会長
高橋 和雄	長崎大学名誉教授	構造振動学、 都市防災工学	副会長
馬越 孝道	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授	固体地球惑星物理学、自然災害科学	
大庭 伸也	長崎大学教育学部 准教授	昆虫生態学	
河本 和明	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	大気、気象学	
菅野 聖二	長崎県野鳥の会 会長	動物（鳥類）	
清野 聡子	九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 准教授	生態工学、海岸・河川の環境保全学、水生生物学	
夏苅 豊	長崎大学名誉教授	資源生物学、水生生物	
松尾 公則	長崎県生物学会 副会長	動物（両生類、爬虫類、哺乳類）	
山口 敦子	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	魚類学、水産資源学	
山田 由香里	長崎総合科学大学 工学部工学科 大学院工学研究科 准教授	建築意匠・建築史、まちづくり	
山本 緑	保健医療経営大学 准教授	細胞生物学、衛生薬学、分子生物学	
弓削 こすえ	佐賀大学農学部 准教授	灌漑工学、利水工学、水質	

(3) 市町環境審議会等の設置状況

市町名	審 議 会 等				
	名 称	人数	設置年月日	名 称	人数
長崎市	長崎市環境審議会	20	H6.8.1	長崎市清掃審議会	18
佐世保市	佐世保市環境政策審議会	24	H17.6.1		
島原市				島原市公害対策協議会 島原市窒素負荷低減対策推進会議	28 20
諫早市	諫早市環境保全審議会	17	H18.2.10		
大村市	大村市環境審議会	18	S48.4.1		
平戸市	平戸市環境審議会	17	H4.4.1		
松浦市	松浦市環境審議会	15	H20.10.1		
壱岐市	壱岐市自然環境保全対策審議会	10	H19.11.1	壱岐市水道水源保護審議会	10
五島市				五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	20
西海市	西海市公害対策審議会	15	H17.4.1		
雲仙市	雲仙市環境保全審議会	10		雲仙市窒素負荷低減対策推進会議	10
南島原市	南島原市環境問題対策審議会	18	H18.8.1		
長与町	長与町環境審議会	10	H48.10	長与町開発指導委員会	20
時津町				時津町廃棄物減量等推進審議会	9
東彼杵町	東彼杵町環境審議会	18	H7.1.1		
小値賀町				小値賀町環境美化推進協議会	11
佐々町	佐々町環境審議会	11	S48.10.26		
新上五島町	新上五島町環境保全審議会	15			

3 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準等

① 大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準超過である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。

光化学オキシダント	1 時 間 値 が 0.06ppm以下であること。	短期的 評価	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。
微小粒子状物質	1 年 平 均 値 が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	長期的 評価	1年平均値が長期基準の15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値の98パーセンタイル値が短期基準の35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であれば環境基準達成であるが、1年平均値、1日平均値の年間98パーセンタイル値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。
環境基準の適用除外	環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。 ①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分 ④埋立地・原野・火山地帯		
備考	① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。 ② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。 ③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.02 \div 7$日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。 ④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.98 \div 358$番目の値）するものをいう。 ⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。		

② 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	非メタン炭化水素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmC の範囲に相当する。（ppmC：メタン換算した濃度）

③ 自動車排出ガスによる大気汚染に対する県公安委員会への要請基準

物 質	一酸化炭素
限 度	1 時間値の月間平均値が 10ppm
測定方法	非分散型赤外分析計法による連続測定

④ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質 名	環境基準（年平均値）	測 定 方 法
ベンゼン	0.003mg/m ³ 以下	キャニスター、もしくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。または、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	0.15mg/m ³ 以下	

⑤ アクリロニトリル等による大気の汚染に係る指針値

物 質 名	指針値（年平均値）
アクリロニトリル	2μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10μg/m ³ 以下
水 銀	0.04μg Hg/m ³ 以下
ニッケル化合物	0.025μg Ni/m ³ 以下
クロロホルム	18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	2.5μg/m ³ 以下

(2) 水質汚濁に係る環境基準等

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	適 用	
		公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/L 以下	○	○
全シアン	検出されないこと。	○	○
鉛	0.01mg/L 以下	○	○
六価クロム	0.05mg/L 以下	○	○
砒素	0.01mg/L 以下	○	○
総水銀	0.0005mg/L 以下	○	○
アルキル水銀	検出されないこと。	○	○
P C B	検出されないこと。	○	○
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	○	○
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	○	○
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	—	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	○	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	○	○
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	○	○
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	○	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	○	○
チウラム	0.006mg/L 以下	○	○
シマジン	0.003mg/L 以下	○	○
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	○	○
ベンゼン	0.01mg/L 以下	○	○
セレン	0.01mg/L 以下	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	○	○
ふっ素	0.8mg/L 以下	○	○
ほう素	1mg/L 以下	○	○
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	○	○

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第599号による
 (平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	適 用	
		公共用水域	地下水
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	○	○
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	○	○
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	○	○
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	○	○
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	○	○
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	○	○
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	○	○
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	○	○
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	○	○
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	○	○
EPN	0.006 mg/L 以下	○	○
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	○	○
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	○	○
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	○	○
クロルニトロフェン (CNP)	—	○	○
トルエン	0.6 mg/L 以下	○	○
キシレン	0.4 mg/L 以下	○	○
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	○	○
ニッケル	—	○	○
モリブデン	0.07 mg/L 以下	○	○
アンチモン	0.02 mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	○	—
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	○	○
全マンガン	0.2 mg/L 以下	○	○
ウラン	0.002 mg/L 以下	○	○

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

平成15年11月5日環境省告示第123号にて要監視項目に追加された物質

項目	水域	類型	基準値(mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

② 生活環境の保全に関する環境基準

(A) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水道3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(B) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオ 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級、 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級、農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及 びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水 産 3 種 農 業 用 水 工 業 用 水 環 境 保 全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(C) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ 濃 度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水 浴、自然環境保 全及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以 上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検 出 さ れ な い こ と。
B	水産 2 級、工 業用水及び C の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以 上		検 出 さ れ な い こ と。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上		

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

平成15年11月5日環境省告示第123号にて生活環境項目に追加された物質（※1）

平成24年8月22日環境省告示第127号にて生活環境項目に追加された物質（※2）

平成25年3月27日環境省告示第30号にて生活環境項目に追加された物質（※3）

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(mg/L)		
			全亜鉛 (※1)	ノニルフェノール (※2)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (※3)
河川 及び 湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
	生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
	生物 特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
	生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

③ 水浴場の水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、

「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分		項目	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出（検出限界 2個／100mL）		油膜が認めら れない	2mg/L 以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
	水質A	100個／100mL 以下		油膜が認めら れない	2mg/L以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
可	水質B	400個／100mL 以下		常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1,000個／100mL 以下		常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個／100mL 以下		常時油膜が認 められる	8mg/L超	50cm未満＊

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（＊の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を越える測定値が1 以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

（3） ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	備 考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	・年間平均値とする。 ・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下	・年間平均値とする。 ・公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	・公共用水域の底質について適用する。 ・平成14年9月1日から適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g以下	・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上には、必要な調査を実施することとする。

※平成11年12月27日環境庁告示第68号による。

(4) 騒音に係る環境基準等

ア 環境基準

一般地域（等価騒音レベル）

地域の類型	基準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

道路に面する地域（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	基準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（備考）

（ア）AAを当てはめる地域は療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

（イ）Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域。

（ウ）Bを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域。

（エ）Cを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

（オ）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（カ）時間の区分は次のとおりである。

昼 間 午前6時～午後10時 夜 間 午後10時～午前6時

（キ）基準値は等価騒音レベル（Leq）である。

※ 平成10年9月30日環境庁告示第64号による

イ 航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位: L_{den})
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考)

(ア) I 類型：専ら住居の用に供される地域。

(イ) II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域。

(ウ) L_{den} ：時間帯補正等価騒音レベルのこと。

容易に測定でき、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。

※ 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号により、平成 25 年度より航空機騒音の評価基準として L_{den} を採用している（平成 24 年度までは WECPNL を採用）。なお、現在の基準値は以前の基準値に相当する値となっている。

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(備考)

(ア) I 類型：主として住居の用に供される地域

(イ) II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号による

4 規制基準等

(1) 水質汚濁関係

① 一律排水基準（昭和46年総理府令第35号）

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPN）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ほう素 10 mg/L 海域に排出する場合 ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ふっ素 8 mg/L 海域に排出する場合 ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素イオン指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
浮遊物質（単位 mg/L）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（単位 mg/L）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）（単位 mg/L）	30
フェノール類含有量（単位 mg/L）	5
銅含有量（単位 mg/L）	3
亜鉛含有量（単位 mg/L）	2
溶解性鉄含有量（単位 mg/L）	10
溶解性マンガン含有量（単位 mg/L）	10
クロム含有量（単位 mg/L）	2
大腸菌群数（単位 個/ℓ）	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 mg/L）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 mg/L）	16（日間平均 8）

備 考

- (1) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (2) この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が50%以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- (4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- (5) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

② 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準

(昭和47年12月23日長崎県条例第64号)

別表第1 (長崎湾に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			長崎湾（長崎市四郎ヶ島西端と長崎市香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域					
区 分			し尿処理施設のみを設置する特定事業場	そ の 他 の 特 定 事 業 場				
			新設の も の	既 設 の も の				新設の も の
				下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			
1日の平均的排水量（単位：％）			10 以上	10 以上	500 以上	50 以上 500 未満	10 以上 50 未満	10 以上
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日 間 平 均	30	20	20	120	300	20
		最 大	40	25	25	160	360	25
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日 間 平 均	30	20	20	120	300	20
		最 大	40	25	25	160	360	25
	浮 遊 物 質 量	日 間 平 均	50	40	40	150	350	40
		最 大	60	50	50	200	450	50
適 用 の 日			昭 和 4 8 年 4月1日から	昭 和 4 9 年 1月1日から	昭 和 4 9 年 1月1日から	昭 和 4 9 年 1月1日から	昭 和 4 9 年 1月1日から	昭 和 4 8 年 4月1日から

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和48年4月1日以降、特定施設を設置する工場又は事業場（同日前から設置の工事をしているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する「処理区域」をいう。
- (3) その他の特定事業場で既設のもののうち水産食料品製造業、製あん業及び動物系飼料又は有機質肥料製造業については、適用の日は、昭和49年10月1日からとする。
- (4) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水に限って適用する。

別表第2 (大村湾に係る水域：昭和62年7月24日 公布)

区 域			大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市崎岡町潮位観測所跡地の270度線及 び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域								
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場								
			既 設 の も の					新 設 の も の			
			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの		
1 日の平均的排水量（単位：‰）			10以上	2以上 10未満	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	2以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生 酸 物 素 化 要 学 求 的 量	日 間 平 均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最 大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	化 要 学 求 酸 素 量	日 間 平 均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最 大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	浮 遊 物 質 量	日 間 平 均	40	40	40	80	80	40	40	80	80
		最 大	50	50	50	100	100	50	50	100	100
適 用 の 日			昭和63年 1月1日か ら	昭和64年 1月1日か ら	昭和63年1月1日 から		平成3年 1月1日か ら	昭和63年1月1日から			昭和64年 1月1日か ら

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- (4) 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20‰以上、50‰未満の事業場については、昭和63年1月1日から平成元年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1日につき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1日につき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。

別表第3 (本明川に係る水域：昭和58年8月2日 公布)

区 域			本明川及び潮受堤防と本明川の下流端の間の公共用水域並びにこれに流入する公共用水域						
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場						
			既 設 の も の				新 設 の も の		
			下水道処理 区域に所在 するもの	その他の区域に所在するもの			下水道処理 区域に所在 するもの	その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水 量（単位：％）			10以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	10以上	50以上	10以上 50未満
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生酸化要 求 的 量	日間 平均	20	20	120	120	20	20	60
		最大	30	30	160	160	30	30	80
	化酸学素 的 求 量	日間 平均	20	20	120	120	20	20	60
		最大	30	30	160	160	30	30	80
	浮物遊質 量	日間 平均	40	40	150	150	40	40	80
		最大	50	50	200	200	50	50	100
適 用 の 日			昭和59年10月1日から			昭和60年 10月1日 から	昭和58年10月1日から		

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和58年10月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和58年10月1日において既に着工されているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

別表第4 (佐須川等に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			佐須川、椎根川及び仁田の内川並びにこれらに流入する公共用水域
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	有 の 種 物 類 質	カドミウム及びその化合物	0. 0 1
		鉛及びその化合物	0. 1
		砒素及びその化合物	0. 1
	項 目	銅 含 有 量	1. 0
		亜 鉛 含 有 量	2. 0
適 用 の 日			施行の日から

③ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または燐含有量についての
排水基準適用湖沼（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

第1 窒素含有量に係る排水基準適用対象湖沼（5湖沼）

湖 沼 名	所 在 地	湖 沼 名	所 在 地
本明川（調整池）	諫 早 市	久留里ダム貯水池	時 津 町
久吹ダム貯水池	平 戸 市	針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
福江ダム貯水池	五 島 市		

第2 燐含有量に係る排水基準適用対象湖沼（71湖沼）

湖 沼 名	所 在 地	湖 沼 名	所 在 地
落矢ダム貯水池	長 崎 市	大岩谷ダム貯水池	松 浦 市
小ヶ倉ダム貯水池	長 崎 市	雞知ダム貯水池	対 馬 市
式見ダム貯水池	長 崎 市	仁田ダム貯水池	対 馬 市
中尾ダム貯水池	長 崎 市	永田ダム貯水池	壱 岐 市
西山高部ダム貯水池	長 崎 市	男女岳ダム貯水池	壱 岐 市
本河内高部ダム貯水池	長 崎 市	勝本ダム貯水池	壱 岐 市
本河内低部ダム貯水池	長 崎 市	丸山ダム貯水池	壱 岐 市
黒浜ダム貯水池	長 崎 市	梅ノ木ダム貯水池	壱 岐 市
大池	長 崎 市	西崎貯水池	壱 岐 市
鹿尾ダム貯水池	長 崎 市	内閣ダム貯水池	五 島 市
鳴見ダム貯水池	長 崎 市	繁敷ダム貯水池	五 島 市
浦上ダム貯水池	長崎市、長与町	青木浦ダム貯水池	五 島 市
上原ダム貯水池	佐 世 保 市	熊高ダム貯水池	五 島 市
江永ダム貯水池	佐 世 保 市	白這ダム貯水池	五 島 市
岡本ダム貯水池	佐 世 保 市	福江ダム貯水池	五 島 市
川谷ダム貯水池	佐 世 保 市	檜ノ木山砂防ダム貯水池	五 島 市
菰田ダム貯水池	佐 世 保 市	伊佐ノ浦ダム貯水池	西 海 市
転石ダム貯水池	佐 世 保 市	雪浦ダム貯水池	西 海 市
下ノ原ダム貯水池	佐 世 保 市	神浦ダム貯水池	西 海 市
相当ダム貯水池	佐 世 保 市	長谷川ダム貯水池	西 海 市
つづらダム貯水池	佐 世 保 市	別所ダム貯水池	雲 仙 市
山ノ田ダム貯水池	佐 世 保 市	諏訪池	雲 仙 市
歌ヶ浦ダム貯水池	佐 世 保 市	中原溜池	南 島 原 市
樋口ダム貯水池	佐 世 保 市	長与ダム貯水池	長 与 町
小ヶ倉ダム貯水池	諫 早 市	久留里ダム貯水池	時 津 町
杉谷ため池	諫 早 市	中山ダム貯水池	時 津 町
土師野尾貯水池	諫 早 市	野々川ダム貯水池	波 佐 見 町
船津ダム貯水池	諫 早 市	三年ヶ浦ダム貯水池	新 上 五 島 町
本明川（調整池）	諫早市、雲仙市	針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
池田ダム貯水池	大 村 市	青方ダム貯水池	新 上 五 島 町
萱瀬ダム貯水池	大 村 市	高崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
野岳ため池	大 村 市	須崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
神曾根ダム貯水池	平 戸 市	椿ノ木ダム貯水池	新 上 五 島 町
箕坪ダム貯水池	平 戸 市		
神ノ川ダム貯水池	平 戸 市		
轟川ダム貯水池	平 戸 市		
桜川ダム貯水池	平 戸 市		
久吹ダム貯水池	平 戸 市		

④ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または磷含有量についての排水基準適用海域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

海 域 名	流 域 市 町
有明海及び島原湾	島原市、諫早市、島原市（旧有明町）、雲仙市（旧国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、小浜町）、南島原市（口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町）
伊 万 里 湾	松浦市
長 崎 湾	長崎市、長与町
大 村 湾	佐世保市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長崎市
佐 世 保 湾	佐世保市、西海市
橘 湾	諫早市、雲仙市（旧愛野町、千々石町、小浜町、南串山町）、南島原市（旧加津佐町）
志 々 伎湾	平戸市
郷 ノ 浦	壱岐市
半 城 湾	壱岐市
内 海	壱岐市
三 浦 湾	対馬市
浅 茅 湾	対馬市

⑤長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準

◎大村湾流域に係る規制基準

区 域			大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点(北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域		
区 分			汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場		
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量 (単位：m ³)			2以上	50以上	10以上 50未満
許 容 限 度 単 位 mg ／ L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	日間 平均	40	40	80
		最大	50	50	100

備 考

(1)「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8項に規定する処理区域をいう。

- (2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
- (3) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (4) 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
- (5) 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法昭和49年環境庁告示第64号）による。

◎大村湾流域に係る規制基準が適用される指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る。）

- 1 パン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
- 2 飲食店営業(食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。)又はそうざい製造業(同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。)
- 3 給食施設(特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(令別表第1第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。)
- 4 産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ及びハに掲げるものに限る。）

(2) ダイオキシン類関係

① 排出ガスに係る排出基準

大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	基準値
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力 4,000 kg/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 以上 4,000 kg/h 未満	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000 kg/h 未満	5 ng-TEQ/m ³ N

既存施設に係る大気排出基準（規則附則別表第2）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	基準値
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		1 ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		10ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力 4,000kg/h以上	1 ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	5ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力 2,000kg/h未満	10ng-TEQ/m ³ N

既存施設：平成12年1月14日以前に設置又は設置工事に着手された施設

② 排出水に係る排出基準
水質排出基準（規則別表第2）

令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L
------------------------	------------

③ ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に係る基準
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準（規則第7条の2）

令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	3ng-TEQ/g
附則 1 この省令は平成12年1月15日から施行する。 2 既存施設に係るばいじん等については、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出のいずれかの処分を行った場合は、基準が適用されない。	

（3）騒音・振動・悪臭関係

① 騒音に係る規制基準

ア 特定施設に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から午後8時まで）	朝・夕 （午前6時から午前8時まで及び午後8時から午後10時まで）	夜間 （午後10時から午前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

注）1 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベル（デシベル）の大きさ。

2 第2種、第3種及び第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

※昭和54年3月23日長崎県告示第222号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

特定建設 作業の種類	種 類 に 対 応 す る 規 制 基 準					
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の作 業時間の 制限	作業期 間の制 限	日曜日、 その他の 休日の作 業禁止	備 考
1 くい打機、くい抜機 、又はくい打くい抜機 を使用する作業	85 デシ ベル	第1号区域 午後7時から翌日の午 前7時まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時ま で	第1号区域 1日10時 間以内 第2号区域 1日14時 間以内	同一場所 において 連続6日 間以内	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はく い打機をアースオーガーと併用する作業 を除く。
2 びょう打機を使用す る作業						
3 さく岩機を使用する 作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっ ては、1日における当該作業に係る2地 点間の最大距離が50mを超えない作業 に限る。
4 空気圧縮機を使用す る作業						電動機以外の原動機を用いるものであっ て、その定格出力が15kw以上のものに 限る。（さく岩機の動力として使用する 作業を除く。）
5 コンクリートプラ ント又はアスファルト プラントを設けて行う作 業						混練機の混練量がコンクリートプラント は0.45m ³ 以上、アスファルトプラント は200kg以上のものに限る。（モルタル 製造のためにコンクリートプラントを 設けて行う作業を除く。）
6 バックホウを使用す る作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生 しないものとして環境庁長官が指定する ものを除き、原動機の定格出力が80kw 以上のものに限る。
7 トラクターショベル を使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生 しないものとして環境庁長官が指定する ものを除き、原動機の定格出力が70kw 以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用 する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生 しないものとして環境庁長官が指定する ものを除き、原動機の定格出力が40kw 以上のものに限る。

（備考）区域の区分は次の区分による。

- ・第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、
（ア）学校 （イ）保育所 （ウ）病院、患者を収容する施設を有する診療所
（エ）図書館 （オ）特別養護老人ホームの敷地
の周囲80メートル以内の区域
- ・第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

- 注 （1）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。
- （2）騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。
- （3）特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終るものを除く。
- （4）規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を
緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するた
め、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で作業日の指定
のある許可に係る特定建設作業には適用されない。
- （5）規制基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時
間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又
は命令できる。

※昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号による

ウ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

1) 指定施設

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び午後8時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

第2種、第3種及び第4種の騒音規制地域内にある学校、図書館、病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

2) 指定施設以外のもの

指定施設に係る規制基準値に同じであるが、測定評価地点が指定施設については工場・事業場の敷地境界線であるのに対し、指定施設以外のものについては影響を受ける地点（受音点）となる。

3) 深夜営業騒音（カラオケ騒音等）

- ・音量基準・・・指定施設以外のものに係る規制基準値に同じ。
- ・カラオケ等音響機器の使用制限・・・第1種及び第2種騒音規制地域においては、午後11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。但し、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。

4) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときはイに定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

- 午後7時から翌朝午前9時（日曜及び祝日については、午前10時）までは、放送を行ってはならない。
- 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし航空機を用いる放送を除く。
- 定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む。）は、1時間について15分以上の休止時間をおかななければならない。
- 移動放送（航空機を用いる放送を除く。）を行うものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。
- 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
- 移動放送の音量の基準は、第2種区域の昼間基準に5デシベルを加えた音量とする。ただし、アに掲げる当該地域の昼間基準がこれより大きい場合はアに掲げる基準とする。

② 振動に係る規制基準

ア 特定工場等に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

(備考) 区域の区分は概ね次のとおりである。

- ・第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び相当地域
- ・第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び相当地域

※ 昭和53年3月10日長崎県告示第202号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1日における作業時間		同一場所 における 作業期間	日曜日・ 休日にお ける作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の場 所の敷地の境界線 において75dBを 超える大きさのも のでないこと	午後7時～ 翌日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間を超 えないこと	14時間を超 えないこと	連続して 6日を超 えないこ と	禁止

(備考) 区域の区分は、概ね次のとおりである。

- ・第1号区域：振動規制地域で第2号区域を除く地域
- ・第2号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲焼く80mを除く。）

※ 振動規制法施行規則による

③ 悪臭に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（22物質）による濃度規制基準（大村市及び時津町を除く）

1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(ppm)

悪臭物質 区域の区分	アンモニア	メチルメルカ ブタン	硫化水素	硫化メチ ル	トリメチル アミン	二硫化 メチル	アセトアル デヒド	スチレン
A 区 域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4
B 区 域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8

悪臭物質 区域の区分	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル吉草 酸	イソ吉草 酸	プロピオンアル デヒド	ノルマルブチル アルデヒド	イソブチルアル デヒド
A 区 域	0.03	0.002	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02
B 区 域	0.07	0.006	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07

悪臭物質 区域の区分	ノルマルバレ ルアルデヒド	イソバレアル デヒド	イソブタ ノール	酢酸エチ ル	メチルイソブチ ルケトン	トル エン	キシ レン
A 区 域	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B 区 域	0.02	0.006	4	7	3	30	2

(備考) 区域の区分の A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、知事が定めた区域をいう。

・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

・ A 地区：悪臭規制区域で B 区域以外の地域

※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

アの表の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

3) 悪臭防止法に基づく排出水中における規制基準 (単位 mg/L)

悪臭物質 規制地域の 区分、排水量	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域
0.001 立方メートル 毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 立方メートル 毎秒を超え、0.1 立 方メートル毎秒以下 の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 立方メートル毎 秒を超える場合	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09

※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

イ 臭気指数による規制基準 (大村市及び時津町)

1) 敷地境界線の地表における規制基準

区域別	規制基準
A 区域	臭気指数 13
B 区域	臭気指数 15

大村市：(A 区域) ①都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域全域、工業地域全域、及び準工業地域の一部を除く地域区域

②大村市の都市計画法に基づく用途地域以外の一部の地域

(B 区域) 大村市の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

時津町：(A 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域、工業地域及び市街化調整区域以外の区域

(B 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

2) 気体の排出施設から排出されるものの排出口における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により、排出口の高さに応じて算出された臭気排出強度又は臭気指数の許容限度とする。

3) 排出水の敷地外における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により算出された排出水の臭気指数の許容限度とする。

※平成 16 年 3 月 16 日長崎県告示第 431 号 (時津町における臭気指数規制)

平成 16 年 4 月 20 日長崎県告示第 654 号 (大村市における臭気指数規制)

ウ 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

(備考) (1) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気です臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(2) 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする

(3) 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

④ 自動車騒音の要請限度

(平成12年総理府令第15号) (等価騒音レベル) (単位：デシベル)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) a区域：専ら住居の用に供される区域

(2) b区域：主として住居の用に供される区域

(3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注2) 時間の区分は次のとおり。

昼 間：午前6時から午後10時まで

夜 間：午後10時から午前6時まで

⑤ 道路交通振動の要請限度

(昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

⑥ 騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域の指定一覧

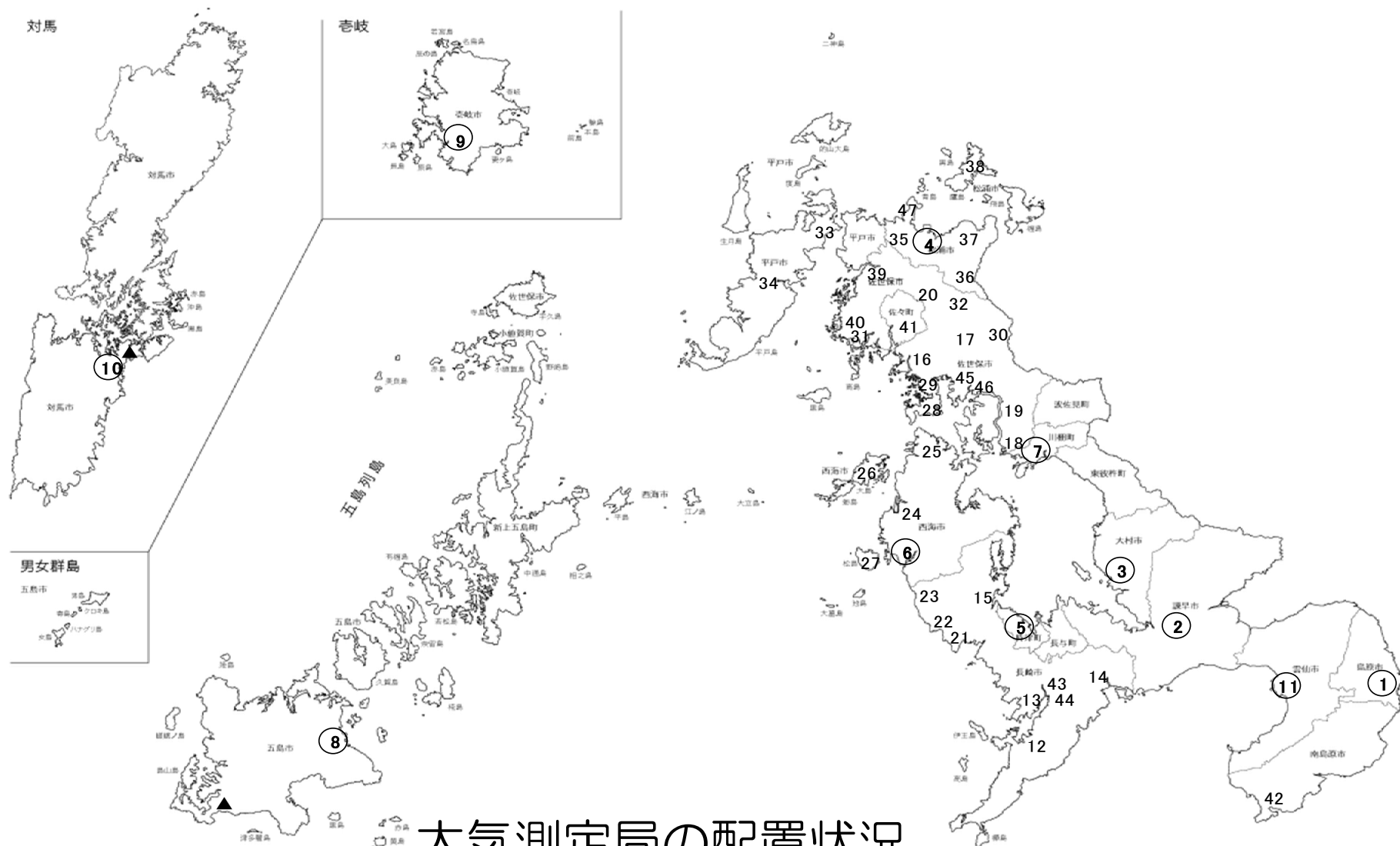
(平成27年4月1日)

市町名	環 境 基 準 類型指定	規制地域指定状況			市町名	環 境 基 準 類型指定	規制地域指定状況		
		騒音	振動	悪臭			騒音	振動	悪臭
長 崎 市	○	○	○	○	長 与 町	○	○	○	○
佐 世 保 市	○	○	○	○	時 津 町	○	○	○	○
諫 早 市	○	○	○	○	東 彼 杵 町	○	○	○	○
大 村 市	○	○	○	○	川 棚 町	○	○	○	○
島 原 市	○	○	○	○	波 佐 見 町	○	○	×	○
松 浦 市	○	○	○	○	佐 々 町	○	○	×	×
平 戸 市	○	○	×	○	小 値 賀 町	×	×	×	×
西 海 市	○	○	×	○	新上五島町	○	○	×	×
五 島 市	○	○	○	○					
壱 岐 市	○	○	×	○					
対 馬 市	○	○	×	○	市	13	13	7	12
雲 仙 市	○	○	×	○	町	7	7	4	6
南島原市	○	○	×	×	合 計	20	20	11	18

5 大気汚染監視テレメータシステム（地点別測定状況）（平成26年3月31日現在）

測定局区分	測定地点図番号	測定局名	所在地	大気汚染物質								気象			測定機関	
				環境基準対象項目					その他の項目			風向・風速	日射量	放射収支量		
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン					非メタン炭化水素
一般環境大気測定局（42局） 十オキシダント測定局（1局）	1	島原市役所	島原市	○	○	○	○			○			○			長崎県（11局）
	2	諫早	諫早市	○	○	○	○	○		○			○			
	3	大村	大村市	○	○	○	○			○			○			
	4	松浦志佐	松浦市	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
	5	時津小学校	時津町	○	○	○	○			○			○			
	6	雪浦	西海市	○	○	○	○			○			○	○	○	
	7	川棚	川棚町	○	○	○	○			○			○			
	8	五島	五島市	○	○	○	○	○		○			○			
	9	壱岐	壱岐市	○	○	○	○	○		○			○			
	10	対馬	対馬市	○	○	○	○			○			○			
	11	小浜	雲仙市	○	○	○	○			○			○			
		上対馬（注）	対馬市				（○）									長崎市（4局）
	12	小ヶ倉支所	長崎市		○	○	○			○			○			
	13	稲佐小学校	長崎市	○	○	○	○	○		○			○			
	14	東長崎支所	長崎市		○	○	○			○			○			
	15	村松	長崎市	○	○	○	○			○	○	○	○			佐世保市（5局）
	16	相浦	佐世保市	○	○	○	○						○			
	17	大野	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	18	早岐	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	19	大塔	佐世保市	○	○	○	○	○		○			○			
	20	吉井	佐世保市	○	○	○	○			○			○			電源開発松島（7局）
	21	三重檜山	長崎市	○	○	○				○			○			
	22	黒崎中学校	長崎市	○	○	○	○			○			○			
	23	神浦	長崎市	○	○	○				○			○			
	24	伊佐浦	西海市	○	○	○	○			○			○			
	25	面高	西海市	○	○	○	○			○			○			九電相浦（5局）
	26	大小島	西海市	○	○	○				○			○			
	27	遠見岳	西海市	○	○	○				○			○			
	28	俵ヶ浦	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	29	石岳	佐世保市	○	○		○						○			
	30	柚木	佐世保市	○	○	○	○			○			○			九電松浦（9局）
	31	小佐々	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	32	世知原	佐世保市	○	○	○				○			○			
	33	平戸	平戸市	○	○	○				○			○			
	34	紐差	平戸市	○	○	○	○			○			○			
	35	御厨	松浦市	○	○	○				○			○			九電松浦（9局）
	36	上志佐	松浦市	○	○	○	○			○			○			
	37	今福	松浦市	○	○	○				○			○			
	38	鷹島	松浦市	○	○	○				○			○			
	39	江迎	佐世保市	○	○	○				○			○			
	40	鹿町	佐世保市	○	○	○	○			○			○			九電松浦（1局）
	41	木場	佐々町	○	○								○			
42	口之津	南島原市	○	○	○				○			○				
	小計		40	42	40	30	5		40	2	2	42	2	2		
	合計															
自動車排出ガス測定局（4局）	43	長崎駅前	長崎市		○	○			○	○	○	○				長崎市（2局）
	44	中央橋	長崎市		○	○				○	○	○				
	45	福石	佐世保市	○	○	○		○	○	○	○	○	○			佐世保市（2局）
	46	日宇	佐世保市			○			○	○	○	○				
	小計		1	3	4		1	3	4	4	4	1			九電松浦（1局）	
	合計											1				
その他（1局）	47	城山	松浦市									○				九電松浦（1局）
		小計														
	合計			41	45	44	30	6	3	44	6	6	44	2	2	

（注）上対馬測定局はオキシダントのみの測定で対馬測定局管内扱い
※測定局の配置状況については、「図1 大気測定局の配置状況」参照



(注) 地図上の番号は前ページ表中の「測定地点図番号」と一致する。

なお、○で囲んだ番号は県設置測定局、
▲印は国設の測定局（対馬市、五島市）を表す。

(参考事項)

長崎県設置大気測定局の配置の見直し等について

長崎県が設置している大気測定局の配置について、平成17年11月5日付けの長崎県環境審議会の答申「長崎県における今後の大気環境監視について」を受け、地域のバランス等を考慮して次のとおり統廃合や新規開設を行うこととした。

1 県北地域及び西部地域の大気測定局の統廃合

- ・平成18年度末で廃止した大気測定局（本土地区6か所）

（県北地域）

佐々町羽須和大気測定局（佐々町） 田平大気測定局（平戸市田平町）

福島大気測定局（松浦市福島町）

（西部地域）

多良良大気測定局（西海市大瀬戸町） 大串大気測定局（西海市西彼町）

多良見大気測定局（諫早市多良見町）

2 未測定地域への大気測定局の新規開設

- ・平成19年度に新たに開設した大気測定局（離島地区3か所）

五島大気測定局（五島市福江町） 壱岐大気測定局（壱岐市郷ノ浦町）

対馬大気測定局（対馬市厳原町）

- ・平成20年度に新たに開設した大気測定局

小浜大気測定局（雲仙市小浜町）

3 光化学オキシダントに対する監視体制の強化

- ・平成20年度から光化学オキシダントについて未測定であった既存の対馬大気測定局で測定を開始し、さらに平成21年度からは同様に未測定であった既存の島原市役所大気測定局及び時津小学校大気測定局で測定を開始して光化学オキシダントに対する監視体制を強化した。

4. PM2.5に対する監視体制の強化

- ・平成24年度から県内4箇所ではPM2.5の測定を実施。平成25年度は追加整備された6か所で通年の測定を実施したが、平成25年3月に注意喚起を行う事態が発生したことから、平成25年12月末に県設置の全測定局への測定機器の配備を行い、平成26年1月より測定を開始。また、長崎市・佐世保市整備分も併せ、平成26年度からのPM2.5に対する監視体制は、県下18箇所に強化した。

6 水質汚濁防止法に基づく届出状況

① 特定事業場数

特定施設	西彼HC	県央HC	県南HC	県北HC	五島HC	上五島HC	杵岐HC	対馬HC	計	長崎市	佐世保市	合計
1 鉱業又は水産放棄の用に供する施設	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	51	449	236	76	55	3	36	2	908	55	59	1,022
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	4	25	17	0	10	2	1	11	70	4	7	81
3 水産食料品製造業の用に供する施設	43	38	51	80	33	32	75	29	381	105	59	545
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	138	181	123	100	5	12	25	5	589	19	17	625
5 みそ、しょう油、食酢等(醸造)の製造業の用に供する施設	6	15	16	12	3	1	5	4	62	4	9	75
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 砂糖製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 いん・菓子等の製造業又は製あん菓の用に供する製あん等の施設等	3	5	1	1	0	0	2	30	42	0	2	44
9 米菓製造業又はこうし製造業の用に供する洗米機	0	2	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4
10 飲料製造業の用に供する施設	2	4	12	2	3	1	10	1	35	1	4	40
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	5	5	1	2	0	0	0	13	2	2	1	16
12 動物油油脂製造業の用に供する施設	0	4	0	0	5	1	0	1	11	0	0	11
13 イースト製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	5	21	12	8	5	3	1	11	66	28	6	100
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	15	65	32	17	26	12	7	25	199	42	15	256
18 インスタントコヒー製造業の用に供する抽出施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2	5	7	0	0	0	0	0	14	0	1	15
18の3 たばこ製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 絲織業又は繊維製品の製造業若しくは工業の用に供する施設	0	0	2	2	0	0	0	0	4	3	2	9
20 洗毛業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 化学繊維製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の2 一般製材業又は木材サツツ製造業の用に供する造材バーカー	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2
21の3 合板製造業の用に供する接合機洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の4 ハーティクルボード製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	3	0	0	0	0	0	0	3	8	0	11
24 化学肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 有機肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 無機肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 コールタル製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 発酵工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 合成樹脂製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 合成ゴム製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 合成洗剤製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 その他の石油化学工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 揮発油製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 香料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 ゼラチン又はかわの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 木材化学工業の用に供するフルーラル蒸りゆう施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
47 医薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 農薬製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 石油精製業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51の2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
51の3 製鞋・製主用等ゴム製品製造業の用に供するラフングス成形施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52 皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
54 セメント製品製造業の用に供する施設	1	26	1	4	3	4	3	7	49	3	11	63
55 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	10	17	18	14	5	10	5	15	94	19	11	124
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58 窯業原料の精製業の用に供する施設	0	11	0	0	0	0	0	0	11	0	2	13
59 碎石業の用に供する施設	1	2	0	0	1	0	0	0	4	0	0	4
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 鉄鋼業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	3	0	0	0	0	0	0	4	1	2	7
63の2 空きびん・卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63の3 石灰を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	2	0	115	0	0	118	0	0	118
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64の2 水通施設、工業排水処理施設又は排水用工業用排水の浄水施設	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	5	15
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	2	15	1	0	0	0	0	0	18	4	2	24
66 電気めつき施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
66の2 エポキシエポキシド又はエポキシエポキシの重合施設(樹脂硬化に使用されるものを除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66の3 糖蜜業の用に供する施設	64	172	220	595	98	0	81	145	1,375	96	108	1,579
66の4 共同調理場に設置されるちゆう房施設	3	10	5	4	2	4	1	2	31	1	1	33
66の5 弁当店又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	2	6
66の6 飲食店に設置されるちゆう房施設	3	21	11	0	2	1	1	2	41	6	1	48
66の7 そば店・うどん店・押し店・喫茶店等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2
66の8 料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ等に設置されるちゆう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	19	70	47	23	17	14	7	10	207	113	55	375
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	30	11	11	4	5	4	8	75	21	11	107
68の2 病院で歯床数が300以上であるものに設置される施設	1	7	0	0	1	0	0	0	9	8	5	22
69 と畜業又は死に処置取扱業の用に供する解体施設	0	1	1	0	1	0	0	0	3	0	1	4
69の2 中央卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
69の3 地方卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 廃油処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70の2 自動車分替整備事業の用に供する洗車施設	1	2	3	0	0	0	0	0	6	6	4	16
71 自動式車両洗浄施設	32	114	76	30	11	7	17	14	301	130	63	494
71の2 科学技術の研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	2	16	12	2	2	1	2	3	40	25	11	76
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	3	6	1	6	4	0	1	1	22	5	2	29
71の4 産業廃棄物処理施設	0	0	1	0	1	0	0	0	2	3	0	5
71の5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
71の6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72 し尿処理施設	21	35	31	16	6	5	7	14	135	16	29	180
73 下水道終末処理施設	4	10	6	2	0	1	2	0	25	11	4	40
74 特定事業場から排出される水の処理施設	3	3	4	1	0	0	0	0	11	3	3	17
計	453	1,403	960	1,011	304	234	293	345	5,003	756	522	6,281

7 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況（平成 25 年度）

（１）BODの達成状況

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
長崎市	浦上川（１）	A	2	0.5	1	
	浦上川（２）	A	2	1.8	1	
	浦上川（３）	C	5	1.4	1	
	中島川（２）	A	2	1.3	1	
	中島川（３）	A	2	1.0	1	
	鹿尾川	A	2	0.5	1	
	西海川	A	2	0.7	1	
	手崎川	A	2	0.5	1	
	八郎川	A	2	0.7	1	
	神浦川	A	2	<0.5	1	
佐世保市	佐世保川	C	5	1.0	1	
	日宇川	C	5	1.2	1	
	相浦川	B	3	2.0	1	
	小森川（１）	A	2	1.2	1	
	小森川（２）	C	5	1.5	1	
	江迎川	A	2	0.9	1	
諫早市	本明川（１）	A	2	0.5	1	
	本明川（２）	B	3	0.8	2	
	喜々津川	B	3	0.9	1	
	境川	A	2	0.5	1	
	東大川	A	2	1.3	1	
大村市	郡川（１）	AA	1	<0.5	1	
	郡川（２）	A	2	1.2	1	
	大上戸川	A	2	0.5	1	
	鈴田川	A	2	0.9	1	
松浦市	志佐川	A	2	0.8	1	
	竜尾川	A	2	0.7	1	
対馬市	舟志川	A	2	0.8	1	
	佐護川	A	2	0.8	1	
	三根川	A	2	0.5	1	
	仁田川	A	2	0.7	1	
	佐須川	A	2	0.5	1	
	瀬川	A	2	0.6	1	
壱岐市	谷江川	A	2	1.5	1	
	幡鉾川	B	3	2.7	1	
五島市	一の川	A	2	0.6	1	
	鰐川	A	2	0.9	1	
	中須川	A	2	0.6	1	
	大川原川	A	2	0.6	1	
	福江川	A	2	1.2	1	
西海市	伊佐ノ浦川	A	2	0.5	1	
	多以良川	A	2	0.5	1	
	雪浦川	A	2	0.5	1	
雲仙市	千々石川	A	2	0.8	1	
	神代川	A	2	1.1	1	
	土黒川	B	3	1.1	1	

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
南島原市	有家川	A	2	0.6	1	
	有馬川	B	3	1.2	1	
長与町	長与川	B	3	2.0	1	
時津町	時津川	C	5	0.9	1	
川棚町	川棚川	A	2	0.8	1	
東彼杵町	彼杵川	A	2	0.7	1	
	千綿川	A	2	0.7	1	
	江ノ串川	A	2	0.5	1	
佐々町	佐々川	A	2	0.9	2	
計	55 水域				57	0

（注）中島川（１）は調査水域（本河内低部貯水池）が長期工事のため、測定休止

（２）CODの達成状況表

湖沼

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
501	本明川(調整池)	B	5.0	9.2	2	2	1
計	1 水域				2	2	1

海域

水域統一 番号	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
601	有明海（14）	C	8.0	2.4	1		
603	有明海（13）	C	8.0	2.1	1		
604	有明海（12）	C	8.0	1.6	1		
605	有明海（11）	C	8.0	1.6	1		
606	有明海（15）	A	2.0	1.7	2		
609	長崎湾（1）	B	3.0	1.7	2		
610	長崎湾（2）	A	2.0	1.4	2		
611	早岐瀬戸	B	3.0	2.1	2		
612	佐世保湾（1）	B	3.0	2.4	1		
613	佐世保湾（2）	A	2.0	1.7	1		
614	大村湾	A	2.0	2.0	17	7	1
615	網場湾	A	2.0	1.4	2		
長崎 県 沿 岸 海 域	616 対馬海域	A	2.0	1.2	5		
	617 吉岐海域	A	2.0	1.2	3		
	618 五島海域	A	2.0	1.2	8		
	619 松浦海域	A	2.0	1.5	6		
	620 北松海域	A	2.0	1.4	6		
	621 西彼海域	A	2.0	1.3	8		
	622 橘湾	A	2.0	1.4	6		
623	東大川河口水域	B	3.0	4.2	1	1	1
計	14 水域				76	8	2

(3) 全窒素及び全燐の達成状況表

湖沼

環境基準類型 あてはめ水域 名	環境 基準 点数	類型	全窒素			全燐		
			環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準 点の平均） (mg/L)	基準を達 成してい ない水域	環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準 点の平均） (mg/L)	基準を達 成してい ない水域
本明川 (調整池)	2	V	1.0	1.3	1	0.1	0.21	1

海域

環境基準類型 あてはめ水域 名	環境 基準 点数	類型	全窒素			全燐		
			環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準 点の平均） (mg/L)	基準を達 成してい ない水域	環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準 点の平均） (mg/L)	基準を達 成してい ない水域
有明海（ハ）	3	Ⅱ	0.3	0.29		0.03	0.036	1
有明海（二）	2	Ⅱ	0.3	0.28		0.03	0.033	1
有明海（ホ）	2	Ⅱ	0.3	0.21		0.03	0.021	
長崎湾（1）	2	Ⅲ	0.6	0.34		0.05	0.023	
長崎湾（2）	2	Ⅱ	0.3	0.16		0.03	0.016	
佐世保湾（1）	1	Ⅲ	0.6	0.62	1	0.05	0.030	
佐世保湾（2）	1	Ⅱ	0.3	0.23		0.03	0.017	
佐世保湾（3）	1	Ⅱ	0.3	0.26		0.03	0.023	
大村湾（1）	17	I	0.2	0.19		0.02	0.017	
大村湾（2）	1	Ⅲ	0.6	0.32		0.05	0.036	
伊万里湾（1）	6	Ⅱ	0.3	0.22		0.03	0.016	
11水域	38				1			2

※下記水域においては暫定目標値が設定されていた。

環境基準類型 あてはめ水域名	暫定目標値（mg/L）		施行期間
	全窒素	全燐	
有明海（ハ）	—	0.042	平成12年4月1日～平成16年6月13日
有明海（二）	0.36	0.041	〃
大村湾（1）	0.22	—	平成12年4月21日～平成16年6月17日
大村湾（2）	—	0.057	〃

(4) 地下水質調査結果（検出及び環境基準超過状況）

1) 概況調査の検出及び環境貴人超過状況

測定機関	調査 市町	調査 地点数	検出項目	検出 地点数	環境基準 超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	20	砒素	3	0	0.001～0.003	0.01
			セレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	0	0.43～6.6	10
			ふっ素	2	0	0.1～0.12	0.8
佐世保市	佐世保市	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	0.07～7.4	10
			ふっ素	2	0	0.08～0.18	0.8

2) 汚染緯度周辺地区調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	22	砒素	7	0	0.001~0.002	0.01
			総水銀	1	1	0.0018	0.0005
			四塩化炭素	1	0	0.0003	0.002
			1,2-ジクロロエチレン	2	0	0.004~0.015	0.04
			トリクロロエチレン	1	1	0.046	0.03
			テトラクロロエチレン	1	0	0.003	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	0	0.07~8.8	10
			ふっ素	2	0	0.13~0.14	0.8
			ほう素	6	1	0.1~1.6	1
佐世保市	佐世保市	6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0.53~4.3	10

3) 継続監視調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
県	島原市	11	砒素	1	0	0.001	0.01
			テトラクロロエチレン	2	0	0.001~0.002	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	7	0.78~31	10
			ふっ素	1	0	0.08	0.8
	諫早市	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0.97	10
	大村市	3	テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0.71~8.6	10
	雲仙市	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	6.2~12	10
	南島原市	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	25	10
	小値賀町	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	2.9	10
長崎市	長崎市	5	砒素	1	1	0.037	0.01
			総水銀	1	1	0.0006	0.0005
			1,2-ジクロロエチレン	3	1	0.009~0.059	0.04
			トリクロロエチレン	4	3	0.022~0.3	0.03
			テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0	1.2~4.4	10
			ほう素	1	0	0.3	1
佐世保市	佐世保市	6	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.005	0.04
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	2	3.8~14	10

8 海水浴場調査結果

(県：16海水浴場、市：9海水浴場)

	海域	市町名	海水浴場名	快水浴場百選	平成26年度 遊泳中(7~8月)					平成26年度 遊泳前(5~6月)				
					ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定
1	西彼	長崎市	かきどまり ^{シラハマ} 白浜		11	1.7	>1	無	A	<2	1.2	>1	無	AA
2	西彼		コタ・デル・ル		9	1.4	>1	無	A	<2	1.2	>1	無	AA
3	西彼		カシマ ^{カシマ} 高島		7	1.3	>1	無	A	<2	1.1	>1	無	AA
4	西彼		ワキサキ ^{ワキサキ} 脇岬		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
5	西彼		カハマ ^{カハマ} 高浜	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
6	橘湾		カハラ ^{カハラ} 川原		3	1.3	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
7	橘湾		ミヤズ ^{ミヤズ} 宮摺		4	1.6	>1	無	A	<2	1.1	>1	無	AA
8	北松	佐世保市	シラハマ ^{シラハマ} 白浜	◎	<2	1.1	>1	無	AA	<2	1.4	>1	無	AA
9	五島		オオハマ ^{オオハマ} 大浜	◎	<2	0.7	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
10	大村湾	川棚町	オオサキ ^{オオサキ} 大崎		<2	2.5	>1	無	B	<2	2.1	>1	無	B
11	西彼	西海市	ユキ ^{ユキ} 雪の浦		<2	1.2	>1	無	AA	17	1.8	>1	無	A
12	西彼		シタカ ^{シタカ} 砂里 ^{カベノコウエン} 海浜公園		<2	1.1	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
13	北松	平戸市	ネ ^ネ 根獅子 ^{ハマ} の浜	◎	<2	1.3	>1	無	AA	2	1.2	>1	無	A
14	北松		セリ ^{セリ} 千里ヶ浜		<2	1.6	>1	無	AA	3	1.2	>1	無	A
15	橘湾	諫早市	ユイ ^{ユイ} 結の浜 ^{マリカ} マリカ		<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
16	橘湾	南島原市	マエハマ ^{マエハマ} 前浜		8	1.7	>1	無	A	3	1.2	>1	無	A
17	橘湾		シラハマ ^{シラハマ} 白浜	◎	<2	1.7	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
18	五島	新上五島町	ハマグリ ^{ハマグリ} 蛤浜	◎	<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
19	五島	五島市	カハマ ^{カハマ} 高浜	◎	11	1.7	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
20	五島		コウジュン ^{コウジュン} 香珠子		<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.5	>1	無	AA
21	壱岐	壱岐市	ツツキ ^{ツツキ} 筒城浜	◎	<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
22	壱岐		オオハマ ^{オオハマ} 大浜		<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
23	壱岐		ニシキ ^{ニシキ} 錦浜		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
24	壱岐		農ノ ^{農ノ} 島	◎	<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
25	対馬	対馬市	シシマ ^{シシマ} 美津島町		<2	1.6	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA

※ふん便性大腸菌群数の<2は不検出。

9 大村湾の水質（COD 75%値の経年変化）（単位：mg/L）

年度 地点名	年度																																										
	S48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
1.中央(北)	1.4	1.8	1.4	1.7	1.8	1.9	1.7	2.0	1.8	2.0	2.9	2.1	2.1	2.5	2.0	2.0	1.9	2.2	2.3	2.2	2.7	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2	2.0	2.2	2.0	2.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	1.8	1.8	1.4	1.8	2.0	1.9		
2.中央(中)	1.2	2.2	1.8	1.9	2.2	1.8	2.1	2.6	2.5	2.0	3.0	2.2	2.6	2.7	2.5	2.3	2.6	2.1	2.5	2.4	2.7	2.3	2.2	2.3	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.6	3.6	2.0	2.3	2.2	2.2	2.3	2.1	2.2	1.9	1.9	1.8	2.1	
3.中央(南)	1.1	2.0	1.3	1.8	2.3	2.0	2.3	2.8	2.3	2.2	3.3	2.4	2.7	2.8	2.6	2.2	2.7	2.5	2.5	2.7	3.2	2.4	2.3	2.6	2.8	2.6	2.6	3.1	2.6	2.6	3.4	2.1	2.2	2.3	2.2	2.3	2.2	2.5	1.9	2.2	1.9	2.3	
4.早岐港	1.7	2.7	1.5	1.4	2.0	1.8	2.0	2.8	1.9	2.3	2.9	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.5	2.4	2.5	2.3	3.0	2.4	2.2	2.3	2.5	2.7	2.7	2.6	2.7	2.5	3.1	1.9	2.2	2.1	2.0	2.3	2.0	2.3	1.6	1.9	1.9	2.1	
5.川棚港	2.3	2.4	2.3	1.7	2.2	2.0	2.4	2.7	2.6	2.0	3.4	2.4	2.9	2.8	2.5	2.3	2.4	2.4	2.7	2.5	2.9	2.3	2.3	2.4	2.4	2.8	2.8	3.1	2.7	2.7	2.9	2.3	2.4	2.2	2.1	2.5	2.2	2.3	1.9	2.1	1.9	2.2	
6.彼杵港	1.6	2.3	2.1	1.5	2.2	2.1	2.4	3.0	2.3	2.3	2.8	2.7	2.6	2.7	2.4	2.4	2.7	2.3	2.7	2.6	3.8	2.5	2.3	2.3	2.4	2.7	2.7	2.5	2.7	2.7	3.6	2.1	2.4	2.1	2.2	2.4	2.2	2.4	2.1	2.1	2.0	2.3	
7.郡川沖	1.4	2.0	1.4	2.2	2.7	1.9	2.6	2.9	2.4	2.1	3.4	2.6	2.5	3.1	2.6	2.3	2.6	2.7	3.3	2.5	3.4	2.5	2.4	2.4	2.7	3.0	3.0	3.5	2.9	2.9	3.4	2.0	2.4	2.2	2.3	2.4	2.1	2.4	2.0	2.1	2.0	2.6	
8.自衛隊沖	2.3	1.7	1.7	2.3	2.7	2.2	2.7	2.9	2.6	2.1	3.2	2.6	2.7	3.1	2.8	2.7	3.0	2.7	2.9	2.8	3.4	2.7	2.5	2.7	2.6	3.0	3.2	3.0	2.9	2.9	3.1	2.0	2.5	2.3	2.3	2.6	2.3	2.7	2.1	2.6	2.1	2.8	
9.競艇場沖	1.7	1.9	1.6	2.3	3.0	2.3	2.7	3.0	2.4	2.3	3.2	2.6	2.7	3.3	2.8	2.6	2.9	3.2	3.1	3.2	3.6	2.6	2.7	2.8	2.8	3.3	3.1	3.3	3.2	3.2	3.5	2.3	2.8	2.4	2.3	2.9	2.5	3.1	2.3	2.5	2.1	2.8	
10.津水湾奥	1.5	2.1	2.0	2.7	3.6	2.9	2.8	3.2	3.1	2.5	3.8	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.喜々津川沖	2.1	1.7	1.7	2.4	3.0	2.3	2.9	2.7	2.9	2.5	3.7	2.5	2.8	3.4	2.7	3.2	3.2	3.1	3.2	2.7	4.2	2.9	3.2	3.0	2.9	3.1	3.7	3.6	3.4	3.3	3.5	2.3	2.7	2.3	2.3	3.0	2.5	3.3	2.1	2.7	2.1	3.2	
12.祝崎沖	1.4	1.8	1.5	2.3	3.0	2.1	2.7	2.5	2.9	2.3	3.5	2.4	2.6	3.4	2.6	2.5	3.0	3.1	3.1	3.2	3.7	2.7	2.5	2.7	2.9	3.2	2.9	3.4	3.2	3.3	3.5	2.3	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	3.0	2.1	2.4	2.1	2.7	
13.長与浦	—	1.8	1.5	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	2.6	2.5	3.1	2.2	2.8	3.1	2.5	2.6	2.9	2.6	3.2	2.9	4.1	2.8	2.6	3.0	2.8	3.0	3.1	3.4	2.9	3.1	3.2	2.1	2.5	2.2	2.4	2.3	2.4	2.6	2.1	2.3	2.1	2.5	
14.時津港	1.7	2.1	2.2	2.7	3.0	2.4	2.7	3.2	2.9	2.9	3.5	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15.久留里沖	1.6	1.8	1.6	2.6	2.3	2.0	2.4	2.2	2.6	2.2	2.8	2.4	3.2	3.0	2.5	2.4	3.0	3.0	2.9	3.3	3.7	2.6	2.1	2.7	2.7	2.7	3.1	3.6	2.9	2.9	3.2	2.1	2.6	2.4	2.4	2.5	2.2	2.7	2.1	2.4	1.9	2.4	
16.形上湾	1.2	2.9	2.2	2.2	2.0	2.3	2.6	2.8	2.5	2.7	3.2	2.5	2.7	3.2	2.7	2.6	3.0	2.9	2.8	3.3	3.7	2.6	2.7	2.7	2.6	3.2	3.0	3.6	3.0	3.1	3.1	2.2	2.7	2.3	2.1	2.7	2.3	2.5	1.9	2.3	1.9	2.5	
17.大串湾	1.6	2.6	1.7	1.3	1.8	1.9	2.1	2.5	1.8	2.1	2.6	2.1	2.2	2.3	2.0	2.2	2.4	2.2	2.4	2.1	2.6	2.0	2.2	2.2	2.1	2.4	2.8	2.2	2.2	2.2	2.7	2.0	2.3	2.0	1.9	2.0	1.9	2.0	1.6	1.8	1.6	2.2	
18.久山港沖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2	3.5	2.9	3.3	3.4	3.8	3.3	3.1	3.9	3.4	2.9	3.0	2.9	3.1	3.4	3.4	3.2	3.1	3.6	2.6	2.6	2.5	2.4	3.0	2.7	3.3	2.2	2.7	2.4	3.2	
19.堂崎沖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	3.0	2.5	2.4	2.5	2.4	2.7	2.5	3.4	2.6	2.4	2.3	2.3	2.6	3.0	2.9	2.7	3.0	3.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.4	1.9	2.2	2.1	2.5	
平均値	1.6	2.1	1.7	2.1	2.5	2.1	2.4	2.7	2.5	2.3	3.2	2.5	2.7	3.0	2.5	2.5	2.7	2.7	2.8	2.7	3.4	2.5	2.4	2.6	2.6	2.8	3.0	3.1	2.8	2.8	3.2	2.1	2.4	2.2	2.2	2.5	2.2	2.6	2.0	2.2	2.0	2.5	
環境基準に適合する地点数	13/16	9/17	13/17	7/17	4/17	9/17	2/17	1/17	3/17	3/17	0/17	0/17	0/17	0/17	2/17	1/17	1/17	0/17	0/17	0/17	2/17	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17	0/17	1/17	0/17	1/17	0/17	6/17	1/17	2/17	3/17	2/17	3/17	2/17	9/17	4/17	10/17	1/17	

10 狩猟鳥獣の種類

狩 猟 鳥 獣 の 種 類		狩 猟 期 間
鳥 類 28 種 ・ 獣 類 20 種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、バン、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ	毎年 11月15日から 翌年 2月15日まで ※ただし、長崎県の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣であるイノシシ及び対馬・五島列島・長崎市（八郎岳周辺）のシカに係る長崎県内の狩猟期間は11月15日から翌年3月15日まで
	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、クリハラリス（タイワンリス）、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ ※ヤマドリ（メス）、キジ（メス。亜種のコウライキジを除く）はH29.9.14まで捕獲禁止	

11 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）

狩猟鳥獣の種類		1日当たりの捕獲数の上限
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ及びクロガモ		合計して…………… 5羽 網を使用する場合にあっては、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽
エゾライチョウ		2羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）		合計して…………… 2羽
コジュケイ		5羽
バン		3羽
ヤマシギ及びタシギ		合計して…………… 5羽
キジバト		10羽
イノシシ	県内全域	オス・メス問わず無制限
ニホンジカ	長崎市（八郎岳周辺）	オス・メス問わず無制限
	対馬一円	オス・メス問わず無制限
	五島列島	オスジカのみ1頭及びメスジカの制限なし
	上記以外の地域	オスジカ又はメスジカのいずれか1頭

12 鳥獣保護区指定状況

区分	地図 番号	名 称	所 在 地 () 内は旧市町名	面 積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区
国 指 定 鳥 獣 保 護 区	1 2 96	男女群島鳥獣保護区 伊奈 〃 舟志ノ内 〃	五島市（福江市） 対馬市（上県町） 〃（ 〃 ）	416 1,173 329	H25.11.1～H45.10.31 H21.11.1～H41.10.31 H14.11.1～H34.10.31	416
	小計	3か所		1,918		416
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	3	木 坂鳥獣保護区	対馬市（峰町）	530	H16.11.1～H36.10.31	86
	4	雲 仙 〃	雲仙市、島原市、南島原市	4,049	H24.11.1～H34.10.31	459
	5	龍 良 山 〃	対馬市（厳原町）	369	H23.11.1～H33.10.31	64
	6	多 良 岳 〃	諫早市、大村市	6,681	H19.11.1～H29.10.31	188
	7	御 岳 〃	対馬市（上県町）	1,816	H18.11.1～H28.10.31	145
	8	玉之浦湾 〃	五島市（玉之浦町）	2,560	H16.11.1～H36.10.31	
	9	眉 山 〃	島原市・雲仙市	1,688	H24.11.1～H34.10.31	129
	10	霊丘公園 〃	島原市	7	H18.11.1～H38.10.31	
	11	戸ノ隅 〃	南島原市（西有家町）	5	H15.11.1～H35.10.31	
	12	岩戸山 〃	〃（加津佐町）	25	H18.11.1～H38.10.31	
	13	諏訪の池 〃	雲仙市、南島原市	338	H22.11.1～H42.10.31	12
	14	小ヶ倉ダム 〃	諫早市	40	H18.11.1～H38.10.31	
	15	諫 早 〃	〃	601	H18.11.1～H38.10.31	
	16	市民の森 〃	長崎市	835	H20.11.1～H40.10.31	
	17	大久保山 〃	〃	406	H18.11.1～H38.10.31	
	18	諏訪の森 〃	〃	10	H17.11.1～H37.10.31	
	19	烽火山 〃	〃	515	H23.11.1～H43.10.31	16
	20	神ノ浦ダム 〃	〃（外海町）	311	H21.11.1～H31.10.31	
	21	県民の森 〃	長崎市（外海町、琴海町）、西海市（大瀬戸町）	365	H21.11.1～H31.10.31	17
	22	雪の浦ダム 〃	西海市（大瀬戸町）	32	H21.11.1～H41.10.31	
	23	神 楽 島 〃	長崎市	5	H18.11.1～H38.10.31	
	24	大村公園 〃	大村市	34	H17.11.1～H37.10.31	
	25	野 岳 湖 〃	〃	32	H20.11.1～H40.10.31	
	26	千 綿 溪 〃	東彼杵郡東彼杵町	360	H18.11.1～H38.10.31	12
	27	大崎半島 〃	〃 川棚町	260	H16.11.1～H36.10.31	80
	28	烏帽子岳 〃	佐世保市	370	H15.11.1～H35.10.31	
	29	福石観音 〃	〃	2	H19.11.1～H39.10.31	
	30	佐世保市霊園 〃	〃	110	H15.11.1～H35.10.31	
	31	国 見 山 〃	〃（世知原町）	652	H21.11.1～H31.10.31	15
	32	御橋観音 〃	佐世保市（吉井町、世知原町、江迎町）	312	H14.11.1～H34.10.31	
	33	喜 内 瀬 〃	松浦市（福島町）	301	H14.11.1～H34.10.31	
	34	高島、中ノ島、頭ヶ島 〃	平戸市	50	H16.11.1～H36.10.31	
	35	安 満 岳 〃	〃	940	H26.11.1～H36.10.31	21
	36	亀岡公園 〃	〃	14	H18.11.1～H38.10.31	
	37	川原ダム 〃	五島市（岐宿町）	382	H24.11.1～H34.10.31	
	38	七 岳 〃	〃（岐宿町、玉之浦町）	628	H18.11.1～H38.10.31	23
	39	内閣ダム 〃	〃（福江市）	449	H23.11.1～H33.10.31	
	40	虎 星 山 〃	新上五島町（奈良尾町、若松町）	282	H16.11.1～H36.10.31	
	41	山 王 山 〃	〃（若松町）	580	H17.11.1～H27.10.31	13
	42	有 川 〃	〃（有川町）	1,907	H19.11.1～H29.10.31	
	43	宇 久 〃	佐世保市（宇久町）	2,671	H18.11.1～H38.10.31	
	44	印 通 寺 〃	壱岐市（石田町）	19	H17.11.1～H37.10.31	
	45	神 岳 〃	〃（勝本町）	301	H21.11.1～H41.10.31	
	46	勝本三島 〃	〃（ 〃 ）	118	H21.11.1～H41.10.31	26
	47	白 嶽 〃	対馬市（美津島町）	410	H21.11.1～H31.10.31	
	48	高 嶺 山 〃	〃（豊玉町）	472	H16.11.1～H36.10.31	
	49	舟 志 川 鳥獣保護区	〃（上対馬町）	600	H15.11.1～H35.10.31	
	50	国見中学校愛護林鳥獣保護区	雲仙市（国見町）	16	H15.11.1～H35.10.31	
	51	布津中学校 〃	南島原市（布津町）	6	H15.11.1～H35.10.31	
	52	南有馬中学校 〃	〃（南有馬町）	35	H19.11.1～H39.10.31	
	53	南串中学校 〃	雲仙市（南串山町）	28	H15.11.1～H35.10.31	
	54	千々石中学校 〃	〃（千々石町）	10	H19.11.1～H39.10.31	
	55	東長崎中学校 〃	長崎市	44	H18.11.1～H38.10.31	

区分	地図 番号	名 称	所 在 地 () 内は旧市町名	面 積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	56	大島中学校 //	西海市（大島町）	49	H20.11.1～H40.10.31	20
	57	江迎小学校 //	佐世保市（江迎町）	12	H19.11.1～H39.10.31	
	58	野子小中学校 //	平戸市	98	H26.11.1～H36.10.31	
	59	那賀中学校 //	杵岐市（芦辺町）	10	H18.11.1～H38.10.31	
	60	箱崎小学校 //	// （ // ）	14	H15.11.1～H35.10.31	
	61	初山小学校 //	// （郷ノ浦町）	8	H15.11.1～H35.10.31	
	62	大調小中学校 //	対馬市（厳原町）	19	H21.11.1～H41.10.31	
	63	佐護鳥獣保護区 //	// （上県町）	205	H19.11.1～H39.10.31	
	64	豊中学校愛護林鳥獣保護区 //	// （上対馬町）	107	H23.11.1～H43.10.31	
	65	厳原中学校 //	// （厳原町）	25	H13.11.1～H23.10.31	
	66	鶏知中学校 //	// （美津島町）	38	H18.11.1～H38.10.31	
	67	豊玉中学校 //	// （豊玉町）	34	H18.11.1～H38.10.31	
	68	西部中学校 //	// （峰町）	34	H18.11.1～H38.10.31	28
	69	七岳中学校 //	五島市（玉之浦町）	51	H19.11.1～H39.10.31	
	70	大墓島、小墓島、母子島 //	長崎市（外海町）	25	H19.11.1～H39.10.31	
	71	虚空蔵山 //	西海市（西海町）	135	H19.11.1～H39.10.31	
	72	七釜鍾乳洞 //	// （ // ）	136	H19.11.1～H39.10.31	
	73	樫井岳 //	// （西彼町）	316	H18.11.1～H38.10.31	
	74	阿値賀島 //	平戸市	28	H16.11.1～H36.10.31	
	75	黒子島 //	//	3	H16.11.1～H36.10.31	
	76	棹木場 //	東彼杵郡波佐見町	105	H16.11.1～H36.10.31	
	77	万助山 //	西海市（大瀬戸町）	400	H17.11.1～H27.10.31	37
	78	若松小学校愛護林 //	新上五島町（若松町）	43	H21.11.1～H41.10.31	
	79	有川中学校 //	// （有川町）	13	H21.11.1～H41.10.31	
	80	佐須奈 //	対馬市（上県町）	87	H21.11.1～H31.10.31	
	81	平床 //	長崎市（琴海町）	280	H22.11.1～H32.10.31	
	82	百花台公園 //	雲仙市（国見町）	25	H14.11.1～H34.10.31	
	83	黄島 //	五島市	147	H14.11.1～H34.10.31	
	84	内院島 //	対馬市（厳原町）	12	H14.11.1～H34.10.31	
	85	崎戸西部諸島 //	西海市（崎戸町）	878	H15.11.1～H35.10.31	
	86	竹ノ子島諸島 //	五島市	143	H15.11.1～H35.10.31	
	87	美良島、倉島、平島 //	北松浦郡小値賀町	49	H15.11.1～H35.10.31	25
	88	野崎島 //	// //	732	H16.11.1～H36.10.31	
	89	松浦島 //	佐世保市	25	H16.11.1～H36.10.31	
	90	鳥山島 //	対馬市（美津島町）	471	H17.11.1～H37.10.31	
	91	黒島 //	// （ // ）	102	H17.11.1～H37.10.31	
	92	赤島 //	北松浦郡小値賀町	60	H20.11.1～H40.10.31	
	93	上枯木島・下枯木島鳥獣保護区 //	平戸市	21	H20.11.1～H40.10.31	
	94	牧島 //	佐世保市	23	H20.11.1～H40.10.31	
	95	棹崎 //	対馬市（上県町）	72	H14.11.1～H34.10.31	
	97	礫岩 //	平戸市	74	H15.11.1～H35.10.31	
	98	敷路木島 //	北松浦郡小値賀町	47	H15.11.1～H35.10.31	
	99	蝶螺島 //	五島市	106	H15.11.1～H35.10.31	1,832
	100	祝言島 //	新上五島町（上五島町）	141	H15.11.1～H35.10.31	
	101	南串島 //	西海市（西海町）	242	H17.11.1～H37.10.31	
	102	赤島・大板部島・小板部島 //	五島市	64	H17.11.1～H37.10.31	
	103	五島黒島 //	五島市（富江町）	132	H18.11.1～H38.10.31	
	104	斑島 //	北松浦郡小値賀町	2	H18.11.1～H38.10.31	
	105	前島・鷹島 //	西彼杵郡時津町	37	H19.11.1～H39.10.31	
	106	本明川 //	諫早市、雲仙市	2,445	H20.11.1～H40.10.31	
	107	鈴田川 //	大村市	42	H21.11.1～H41.10.31	
	108	川原大池 //	長崎市（三和町）	25	H25.11.1～H45.10.31	
	小計	105か所		41,975		1,416
合 計		108か所		43,893		1,832

1 3 休猟区一覧表

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	指定年度
①	三浦特例休猟区	大村市	1,417	H24
②	佐々東部特例休猟区	佐々町	703	H24
③	豆酸特例休猟区	対馬市（厳原町）	1,258	H24
④	猪見岳特例休猟区	長崎市、諫早市、長与町	3,100	H25
⑤	松浦特例休猟区	松浦市	1,230	H25
⑥	浜ノ浦特例休猟区	新上五島町（上五島町）	1,446	H25
⑦	崎戸特例休猟区	西海市（崎戸町）	1,411	H26
⑧	千々石・小浜特例休猟区	雲仙市（千々石町、小浜町）	2,251	H26
⑨	志多賀特例休猟区	対馬市（峰町）	3,100	H26
計	9か所	*（ ）内は旧市町村名	15,916 うち特例休猟区 15,916	

14 特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表（旧「銃猟禁止区域」）

番号	名称	所在地	（合併前市町名）	存続期間	面積(ha)
1	萩原	島原市		H22.11.1 ～ H42.10.31	171.0
2	有明の森	島原市	有明町	H14.11.1 ～ H34.10.31	48.0
3	早崎	南島原市	口之津町	H21.11.1 ～ H41.10.31	77.0
4	荒牧	雲仙市	南串山町	H14.11.1 ～ H34.10.31	40.0
5	京泊	雲仙市	南串山町	H14.11.1 ～ H34.10.31	79.0
6	小浜	雲仙市	小浜町	H22.11.1 ～ H42.10.31	32.0
7	猿葉山	雲仙市	小浜町・千々石町	H20.11.1 ～ H40.10.31	368.0
8	栄田・西諫早	諫早市		H22.11.1 ～ H42.10.31	464.0
9	金比羅山	長崎市		H22.11.1 ～ H42.10.31	556.0
10	稲佐山	長崎市		H22.11.1 ～ H42.10.31	258.0
11	神ノ島	長崎市		H22.11.1 ～ H42.10.31	52.0
12	彦山・風頭	長崎市		H22.11.1 ～ H42.10.31	390.0
13	牧島	長崎市		H16.11.1 ～ H36.10.31	113.0
14	平床	長崎市		H22.11.1 ～ H42.10.31	223.0
15	三重・松崎	長崎市		H15.11.1 ～ H35.10.31	72.0
16	西田原	西彼杵郡長与町		H23.11.1 ～ H43.10.31	33.0
17	香焼	長崎市	香焼町	H23.11.1 ～ H43.10.31	246.0
18	土井ノ浦	長崎市	琴海町	H20.11.1 ～ H40.10.31	806.0
19	池田・諏訪	大村市		H22.11.1 ～ H42.10.31	98.0
20	鴻ノ巣山	東彼杵郡波佐見町		H22.11.1 ～ H42.10.31	55.0
21	西海橋	佐世保市		H19.11.1 ～ H39.10.31	32.0
22	天神山	佐世保市		H19.11.1 ～ H39.10.31	55.0
23	名切・八幡	佐世保市		H19.11.1 ～ H39.10.31	92.0
24	鶴戸越・弓張	佐世保市		H19.11.1 ～ H39.10.31	175.0
25	石岳	佐世保市		H18.11.1 ～ H38.10.31	450.0
26	九十九島海湾	佐世保市		H16.11.1 ～ H36.10.31	1,230.0
27	大湯	佐世保市		H22.11.1 ～ H42.10.31	110.0
28	山ノ田水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	39.0
29	転石(ころびいし)水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	35.0
30	岡本水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	18.0
31	下ノ原水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	79.0
32	相当(そうとう)水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	83.0
33	菰田水源地	佐世保市		H21.11.1 ～ H41.10.31	58.0
34	福江ダム	五島市	福江市	H14.11.1 ～ H34.10.31	224.0
35	繁敷ダム	五島市	富江町	H20.11.1 ～ H40.10.31	53.0
36	大瀬崎	五島市	玉之浦町	H21.11.1 ～ H41.10.31	350.0
37	鍔瀬	五島市	福江市	H21.11.1 ～ H41.10.31	64.0
38	龍観山	南松浦郡新上五島町	若松町	H21.11.1 ～ H41.10.31	404.0
39	平戸白岳	平戸市		H21.11.1 ～ H41.10.31	500.0
40	石田・芦辺	壱岐市	石田町・芦辺町	H22.11.1 ～ H42.10.31	1,405.0
41	郷ノ浦・湯ノ本	壱岐市	郷ノ浦町・勝本町・芦辺町	H22.11.1 ～ H42.10.31	452.0
42	後山	対馬市	厳原町	H23.11.1 ～ H43.10.31	213.0

番号	名称	所在地	(合併前市町名)	存続期間	面積(ha)
43	権現山	対馬市	厳原町	H22.11.1 ~ H42.10.31	225.0
44	上見坂	対馬市	厳原町・美津島町	H22.11.1 ~ H42.10.31	290.0
45	千俵蒔山	対馬市	上県町	H22.11.1 ~ H42.10.31	180.0
46	大増	対馬市	上対馬町	H15.11.1 ~ H35.10.31	341.0
47	吹上山	平戸市	田平町	H17.11.1 ~ H37.10.31	96.0
48	仁田木場	長崎市		H21.11.1 ~ H41.10.31	120.0
49	名切	諫早市		H16.11.1 ~ H36.10.31	2.0
50	久山	諫早市		H16.11.1 ~ H36.10.31	1.0
51	立神	長崎市		H21.11.1 ~ H41.10.31	513.0
52	村松	長崎市	琴海町	H19.11.1 ~ H39.10.31	45.0
53	平戸川内	平戸市		H23.11.1 ~ H43.10.31	56.0
54	大村	大村市		H15.11.1 ~ H35.10.31	605.0
55	久留里ダム	西彼杵郡時津町		H17.11.1 ~ H37.10.31	12.0
56	中山ダム	西彼杵郡時津町		H17.11.1 ~ H37.10.31	12.0
57	大野原	東彼杵郡東彼杵町		H18.11.1 ~ H38.10.31	936.0
58	山田の堤	西彼杵郡長与町		H19.11.1 ~ H39.10.31	18.0
59	楠泊	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	78.0
60	新田	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	33.0
61	鎌投	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	10.0
62	白岳	佐世保市	江迎町	H19.11.1 ~ H39.10.31	440.0
63	久吹ダム	平戸市	田平町	H23.11.1 ~ H43.10.31	105.0
64	鬼岳	五島市	福江市	H23.11.1 ~ H43.10.31	150.0
65	伊佐の浦ダム	西海市	西海町	H14.11.1 ~ H34.10.31	26.0
66	畑崎志太崎	佐世保市	小佐々町	H15.11.1 ~ H35.10.31	465.0
67	唐比	諫早市	森山町	H16.11.1 ~ H36.10.31	70.0
68	亀岳・大串	西海市	西彼町	H18.11.1 ~ H38.10.31	404.0
69	四本堂	西海市	西彼町	H18.11.1 ~ H38.10.31	22.0
70	宗方	諫早市		H18.11.1 ~ H38.10.31	21.0
71	玉調	対馬市	美津島町	H19.11.1 ~ H39.10.31	56.0
72	深江	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	35.0
73	船ノ村	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	43.0
74	二ツ石	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	13.0
75	烏帽子岳	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	20.0
76	伊王島	長崎市	伊王島町	H19.11.1 ~ H39.10.31	225.0
77	雄ヶ原(ますらがはら)	大村市		H20.11.1 ~ H40.10.31	197.0
78	波佐見桜づつみ	東彼杵郡波佐見町		H21.11.1 ~ H41.10.31	40.0
79	長串山・樋口ダム周辺	佐世保市	鹿町町	H21.11.1 ~ H41.10.31	311.0
80	日ノ島	南松浦郡新上五島町	若松町	H21.11.1 ~ H41.10.31	166.0
81	生月町北部	平戸市	生月町	H18.11.1 ~ H38.10.31	15.0
82	本名川	諫早市		H19.11.1 ~ H39.10.31	30.0
83	川棚川	東彼杵郡川棚町		H22.11.1 ~ H42.10.31	19.0
84	諫早中央・小江干拓地	諫早市		H24.11.1 ~ H44.10.31	869.9
				合計	17,617.9

15 公園施設の一覧表（県の整備実績）

※市町に移管したものも含む

公園名	市町名	園地名	施設名
雲仙天草 国立公園	島原市	①焼山園地	駐車場、園地、便所、園路
		②平成新山展望園地	駐車場、休憩所
	雲仙市	①仁田峠循環道路	車道、歩道、駐車場、展望所、便所、休憩所、広場、ゴルフ場、インフォメーションセンター、キャンプサイト、管理棟、炊事棟、トレイルセンター
		②仁田峠園地	
		③池ノ原園地	
		④宝原園地	
		⑤矢岳園地	
		⑥稚児落滝園地	
		⑦古湯駐車場	
		⑧宝原道路	
		⑨絹笠山周回線歩道	
		⑩普賢岳周廻歩道	
		⑪雲仙池ノ原歩道	
		⑫原生沼歩道	
		⑬雲仙温泉園地	
		⑭山領別所線歩道	
		⑮矢岳白雲線歩道	
		⑯雲仙温泉駐車場	
		⑰野岳線歩道	
		⑱九州自然歩道	
		⑲田代原野営場	
		⑳九千部岳鳥甲山線歩道	
		㉑田代原トレイルセンター	
	南島原市	①論所原野営場	
		②上大野木場仁田峠線歩道	
西海国立 公園	佐世保市	①鹿子前集団施設地区	駐車場、園地、便所、休憩所、探勝歩道、野鳥観察舎、広場、海浜センター、浄化施設、キャンプサイト、炊事棟、案内板、標識、展望所、管理棟、棧橋
		②烏帽子岳園地	
		③江楯池野鳥の森	
		④白浜海浜公園	
		⑤高島園地	
		⑥九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設	
		⑦冷水岳園地	
		⑧城ヶ岳園地	
		⑨大浜園地	
		⑩乙女の鼻線歩道	
		⑪北九十九島集団施設地区	
		⑫大島園地	
		⑬海洋スポーツ基地カヤックセンター	カヤックセンター、駐車場、ポンツーン、広場
	平戸市	①川内峠園地	駐車場、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、炊事棟
		②鯛の鼻園地	
		③平戸浜岳線歩道	
		④山頭園地	
		⑤大バエ園地	
		⑥生月島線歩道	
	五島市	①鬼岳園地	駐車場、車道、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、ビジターセンター、浄化施設、炊事場、展望所
		②符岳歩道	
		③鏝瀬園地	
		④大瀬崎園地	
		⑤荒川駐車場	
		⑥頓泊駐車場	
		⑦向小浦園地	
		⑧七岳父ヶ岳線歩道	
		⑨頓泊園地	
		⑩高浜海水浴場	
		⑪嵯峨ノ島線歩道	
	新上五島町	①三王山園地	園地、休憩所、便所、展望所、歩道、駐車場、テントサイト、炊事棟
		②龍観山園地	
		③三王山雌岳線歩道	
		④番岳園地	
		⑤蛤浜駐車場	
		⑥蛤浜野営場	
		⑦蛤浜園地	
		⑧虎星山園地	

公園名	市町名	園地名	施設名
西海国立公園	小値賀町	①番岳園地	園地、休憩所、歩道、駐車場、便所、展望所、園路、炊事棟、シャワー棟、テントサイト
		②愛宕山園地	
		③斑島園地	
		④野崎島ワイルドパーク	
		⑤赤ダキ線歩道	
志岐対馬 国立公園	志岐市	①岳ノ辻園地	広場、駐車場、便所、歩道、休憩所、桟橋、炊事棟、シャワー棟、展望所
		②黒崎園地	
		③左京鼻園地	
		④竜神崎園地	
		⑤辰ノ島園地	
		⑥勝本園地	
		⑦筒城浜園地	
	対馬市	①上見坂園地	駐車場、休憩所、園地、便所、キャンプサイト、展望デッキ、自然公園センター、広場、シャワー棟、炊事棟
		②豆酸崎園地	
		③龍良山麓公園	
		④万関園地	
		⑤浅茅岳園地	
		⑥玉調海の公園	
		⑦木坂御前浜園地	
		⑧棹崎園地	
		⑨鰐浦園地	
		⑩西泊園地	
		⑪三宇田浜園地	
		⑫三宇田浜野営場	
玄海国立公園	松浦市	①白岳園地	便所、管理棟、駐車場、歩道、園地、展望所
		②初崎園地	
		③大山自然公園	
多良岳 県立公園	諫早市	①五家原岳園地	駐車場、園地、便所、園路、山小屋、炊事棟、休憩所、人道橋、レストハウス、トリム広場
		②金泉寺山小屋	
		③轟峡野営場	
	大村市	④山茶花園地	
		野岳湖園地	トリム広場、駐車場、公園センター
大村湾 県立公園	川棚町	大崎半島国民休養地	くじゃく園、かぜの広場、トリム森、サイクルモノレール、駐車場、サイクリング道路、オートキャンプ場
	諫早市、長与町	琴ノ尾岳園地	展望台、広場、園路、便所
北松県立公園	佐世保市（旧江迎町）	白岳国民休養地	ピクニック広場、多目的広場、冒険の森、園路、便所、炊事棟、フロート橋、歩道、駐車場、管理棟、オートキャンプ場
西彼杵半島 県立公園	長崎市	大野浜海浜公園	海浜センター、駐車場
野母半島 県立公園	長崎市	①甌岩園地	園路、展望デッキ、展望所、園路広場
		②権現山園地	
島原半島 県立公園	雲仙市	猿葉山園地	駐車場、車道、歩道、便所、園地
自然公園 に含ま れない地域	平戸市	田平ファールパーク	草地・裸地ゾーン、林地ゾーン、駐車場、園地、昆虫館
	志岐市	里浜園地	駐車場、シャワー・トイレ棟、園地、親水護岸
	佐世保市（旧江迎町）、佐々町	九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設	案内板、標識

16 市町の木及び花

区 分				
市 町 名	市町の木	指定年月日	市町の花	指定年月日
長 崎	ナンキンハゼ	S50.8.1	アジサイ	S43.3.21
佐 世 保	ハナミズキ	H1.5.15	カノコユリ	H14.4
島 原	ウメ	H1.6.19	ウメ	S57.3.24
諫 早	ヒゼンマユミ	H17.10.1	ツクシシャクナゲ	H17.10.1
大 村	イチイガシ	H1.6.1	オオムラザクラ	S47.4.8
平 戸	マキ（木） やぶ椿（花木）	—	平戸つつじ	—
松 浦	まき	S50.10.25	つつじ	S50.10.25
対 馬	ひとつばたご		玄海つつじ	
壱 岐	やぶ椿（花木） まき（木）		水仙	
五 島	ツバキ（花木） アコウ（木）	H17.9.12	ハマユウ	H17.9.12
西 海	ハマボウ（花木） ヤマモモ（木）	H21.10.1	カノコユリ	H21.10.1
雲 仙	ヤマボウシ（山 法師）	H18.3.15	ミヤマキリシマ（雲仙 つつじ）	H18.3.15
南 島 原	あこう	H18.10.3	ひまわり	H18.10.3
長 与	梅	S48.7.20	梅	S48.7.20
時 津	くすの木	H1.7.1	コスモス	H1.7.1
東 彼 杵	楠	H1.10.23	コスモス	H1.10.23
川 棚	モッコク	H1.8.1	オニユリ	H1.8.1
波 佐 見	モチノキ	H1.7.1	久留米つつじ	S47.12
小 値 賀	まつ	H2.2.11	すいせん	H2.2.11
佐 々	ソメイヨシノ	H1.8.1	山茶花	S51.4.1
新上五島	つばき（花木）	H17.7.11	—	

17 ダイオキシン類調査結果（平成26年度）

（1） 大気環境調査結果

1）一般環境調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
長崎地区	長崎市	小ヶ倉支所測定局	0.016～0.090	0.036	長崎市
佐世保地区	佐世保市	県北振興局	0.0089～0.022	0.012	長崎県
西彼地区	時津町	時津小学校大気測定局	0.0089～0.017	0.011	
県央地区	諫早市	諫早大気測定局	0.0087～0.020	0.014	
	大村市	大村大気測定局	0.0088～0.020	0.012	
県南地区	島原市	島原振興局西八幡庁舎	0.010～0.023	0.015	
県北地区	松浦市	松浦市役所	0.0081～0.019	0.012	
離島地区	壱岐市	壱岐保健所	0.0087～0.024	0.015	
環 境 基 準				0.6 以下	
調 査 地 点 数				8	

2）発生源周辺調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
県央地区	南島原市	寺院	0.098～0.034	0.018	長崎県
県北地区	平戸市	田平南小学校	0.0081～0.019	0.012	
環 境 基 準				0.6 以下	
調 査 地 点 数				2	

3）沿道調査

（単位：pg-TEQ/m³）

地区	市町村	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
長崎地区	長崎市	長崎市中心橋測定局	0.0068～0.023	0.013	長崎市
環 境 基 準				0.6 以下	
調 査 地 点 数				1	

（2） 公共用水域調査結果

1）河川

（単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

地区	水域名称	測定地点	測定結果			測定機関
			水質		底質	
			濃度範囲	年平均		
長崎地区	手崎川	上木場橋上	0.039	-	0.47	長崎市
	西海川	大川橋上堰	0.30	-	2.6	
佐世保地区	相浦川	相浦橋	0.12～0.15	0.14	-	長崎県
	小森川	小森橋	0.075～0.17	0.12	5.8	
西彼地区	長与川	岩淵堰	0.082～0.30	0.17	9.2	

県央地区	本明川	旭町	0.081	-	0.62	九州 地方整備局
	半造川	半造橋	0.14	-	3.4	
	川棚川	山道橋	0.057~0.11	0.080	0.21	長崎県
	東大川	佐代姫橋上堰	0.12~0.39	0.36	-	
	西大川	高速道下流	0.039~0.058	0.049	0.66	
県南地区	千々石川	千々石橋	0.061~0.25	0.16	-	
	土黒川	浜田橋	0.089~0.30	0.19	0.36	
県北地区	佐々川	古川橋	0.052~0.20	0.13	-	
	志佐川	工業用水取水堰	0.048~0.15	0.10	-	
五島地区	福江川	大正橋上堰	0.13~0.18	0.16	-	
壱岐地区	谷江川	川口橋上堰	0.30~0.79	0.19	-	
環 境 基 準				1 以下	150 以下	
調 査 地 点 数				16	9	

2) 海域 (単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地 域	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎湾	西彼海域	神浦港	0.019	0.78	長崎市
	西彼海域	三重沖	0.027	1.7	
	西彼海域	畝刈沖	0.021	4.2	
	西彼海域	小江沖	0.017	3.0	
	西彼海域	式見沖	0.029	0.34	
佐世保湾	佐世保湾 (1)	干尽沖	0.037	12	長崎県
大村湾	大村湾	祝崎沖	0.025	14	
有明海	有明海 (1 1)	口之津港	0.060	11	
五島海域	五島海域	福江港	0.069	9.3	
壱岐海域	壱岐海域	郷ノ浦港	0.026	2.1	
対馬海域	対馬海域	厳原港	0.029	3.3	
環 境 基 準			1 以下	150 以下	
調 査 地 点 数			11	11	

(3) 地下水調査結果

1) 一般環境調査 (単位：pg-TEQ/L)

地区	市町	測定地域	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	桜馬場	0.015	長崎市
		滑石	0.014	
		岩屋町	0.014	
環 境 基 準			1以下	
調 査 地 点 数			3	

2) 発生源周辺調査

(単位: pg-TEQ/L)

地区	市町	測定地域	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	大塔町	0.058	長崎県
		下本山町	0.036	
西彼地区	西海市	崎戸町	0.044	
県央地区	諫早市	小長井町	0.070	
県南地区	島原市	前浜町	0.024	
	雲仙市	小浜町	0.024	
県北地区	平戸市	田平町	0.048	
環 境 基 準			1 以下	
調 査 地 点 数			7	

(4) 土壌調査結果

1) 一般環境調査

(単位: pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	みなと坂 2 丁目	0.59	長崎市
		本河内4丁目	0.045	
		北陽町	0.061	
		三景台	0.036	
		晴海台	0.80	
		赤迫2丁目	0.022	
		大浜町	2.2	
		田中町	0.0033	
		本河内 1 丁目	0.38	
環 境 基 準			1,000 以下	
調 査 地 点 数			9	

2) 発生源周辺状況調査

(単位: pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	下本山町	0.85	長崎県
		棚方町	0.068	
		田の浦町	0.057	
		卸本町	1.9	
県央地区	諫早市	日の出町	0.0028	
		福田町	0.077	
	大村市	森園町	0.091	
		松並	5.3	
	東彼杵郡	川棚町	4.5	
県南地区	南島原市	南有馬町	0.23	
		北有馬町	2.0	
県北地区	平戸市	田平町	0.0054	
五島地区	五島市	松山町	1.8	
	新上五島町	網上郷	2.2	
壱岐地区	壱岐市	芦辺町	0.032	
対馬地区	対馬市	厳原町	18	
環 境 基 準			1,000 以下	
調 査 地 点 数			16	

18 環境放射能

(1) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析調査結果（平成26年度）

試料名		検 体 数	¹³⁷ Cs		前年度まで 過去3年間の値		その他検出 された人工 放射性核種	単 位
			最低値	最高値	最低値	最高値		
大気浮遊じん		4	N.D.	N.D.	N.D.	0.24.	N.D.	mBq/m ³
降下物		12	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	N.D.	MBq/km ²
陸水（蛇口水）		1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	mBq/L
土 壌	0～5cm	1	10		2.2	18	N.D.	Bq/kg 乾土
			650		160	610	N.D.	MBq/km ²
	5～20cm	1	3.2		2.5	4.4	N.D.	Bq/kg 乾土
			670		340	450	N.D.	MBq/km ²
精米		1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/kg 生
野 菜	大根	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/kg 生
	ホウレン草	1	N.D.		N.D.	0.25	N.D.	
牛乳		1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/L
水 産 生 物	アサリ	1	N.D.		0.037	0.35	N.D.	Bq/kg 生
	アマダイ	1	0.12		0.085	0.16	N.D.	
	ワカメ	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	

（注1）食品試料のうち精米、野菜、牛乳（原乳）及び水産生物は生産地としての取扱いである。

（注2）N.D.：測定値が測定誤差の3倍未満

(2) モニタリングポストにおける空間放射線量測定結果（平成26年度）

測定場所	平成26年4月～平成27年3月（nGy/h）		
	最小値	最大値	平均値
松浦市役所 （松浦市）	41	92	44
西彼保健所 （長崎市）	34	88	38
県南保健所 （島原市）	39	80	44
県北保健所 （平戸市）	38	94	43
壱岐保健所 （壱岐市）	53	86	57
環境保健研究センター （大村市）	28	68	30

19 産業廃棄物処理施設に係る立地基準

〈長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱より関係部分を抜粋〉

最終改正 平成20年10月17日告示

（処理施設の設置等に関する事前協議）

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）を知事に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。
（以下省略）

（処理施設の立地基準）

第8条 前条第1項の協議に係る処理施設の設置等予定者であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設を設置しようとする者は、別表第2に掲げる区域等を含まない区域に当該処理施設を設置するものとする。

別表第1（第7条関係）

- 1 排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置（政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。）
- 2 移動式（排出事業場に移動させて処理する方式をいう。）のみの処理施設の設置
- 3 建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置（概ね2年以内の期間をいう。）
- 4 法第15条第1項に定める処理施設（既存の処理施設に限る。）であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
- 5 50パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新（政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。）

別表第2（第8条関係）

- 1 次に掲げる水源の保護を図る必要がある区域。ただし、最終処分場又は廃棄物の処理に伴った水を排出し、若しくは浸透させるおそれのある施設に限る。
 - ア 市町村が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域
 - イ その他知事が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響のおそれのあると認める区域
- 2 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある区域等
 - ア 自然公園法又は長崎県立自然公園条例に規定する自然公園区域
 - イ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
 - ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
 - エ 都市計画法に規定する風致地区
 - オ その他知事が希少な野生動植物の生息・生育地など自然環境の保全のため必要と認める区域
- 3 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等
 - ア 森林法に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区
 - イ 河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地
 - ウ 砂防法に規定する砂防指定地
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
 - カ 海岸法に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域
 - キ 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域

- 4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等
 - ア 文化財保護法又は長崎県文化財保護条例に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市町村が定める文化的景観
 - イ 市町村が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域
- 5 次に掲げる良好な景観の形成を図る必要がある地区
 - ア 景観法に規定する景観地区及び準景観地区
 - イ 長崎県美しいまちづくり推進条例に規定する美しいまちづくり重点支援地区
- 6 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地
- 7 次に掲げる区域
 - ア 医療法に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域
 - イ 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域
- 8 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域
- 9 その他知事が処理施設に係る土地として不適当と認める場所

長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン 概要版

平成25年12月9日
産業労働部
グリーンニューディール推進室

～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～

ビジョンの策定にあたって

（本計画の目指す方向と目的）

『ナガサキ・グリーンニューディール推進方針』に基づき、環境対策、イノベーションの促進、産業振興に対する一連の投資を適切かつ効果的に実施することにより、「社会の低炭素化・グリーン化の実現」が可能な社会システム構築を目指します。

また、この長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンは、本県が今後環境に配慮しながら、地域特性に応じ、再生可能エネルギーの種別ごとに導入促進の方向性を示し、市町や地元企業等と方向性を共有しながら、地域力を結集することで、再生可能エネルギーの導入へ繋げていくことを目的とし取りまとめました。

（本ビジョンの期間）

2030年度（平成42年度）時点での導入量について、目標値を設定し取り組んでいきます。また、国のエネルギー政策の動向等、必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

分野別方針【太陽光発電】

～太陽光発電普及に向けた事業基盤の整備～

【方策】

①発電事業者に対する方策

未利用地の有効活用の観点から、引き続き固定価格買取制度を活用した太陽光発電の導入を推進する。また、土地直立型のみならず、屋根貸しモデルによるマッチングやリースによる事業、市民ファンドを活用した事業に対する支援、ワンストップ相談窓口の設置についても検討します。

②公共施設に対する方策

県立学校におけるエコスクールをはじめとして、公共施設への太陽光発電の設置に努めます。また、公共施設における屋根貸しや、防災拠点としてグリーンニューディール基金等を活用した蓄電池とあわせた整備について取り組みます。



③住民に対する方策

太陽光発電は、スマートグリッドの重要な構成要素でもあることから、スマートハウスの一環として新築住宅を対象とした導入促進を図ります。また、既存住宅に対しては、初期投資を軽減できるリース制度をはじめ、住民負担が少なくなるような仕組みづくりを検討します。

④集落単位に対する方策

地元自治会や小規模集落による自立分散型エネルギー利用の推進や発電事業への参画を促進します。

⑤独立電源となっている離島地区における方策

独立電源となっている離島地区においては、現状大規模な太陽光発電の導入が難しいことから、電力事業者や市町等と連携し、導入が加速できる仕組みづくりを検討します。

分野別方針【風力発電（陸上）】

～風力発電に関するインフラ整備の推進～

【方策】

①島嶼部及び沿岸部での発電事業拡大に対応可能な送電網の整備と、蓄電池設置などによる系統安定化対策の推進を国等に要請します。

②県民への風力発電事業に関する理解を深めるため、風力発電事業者の支援を目的とした情報交換の場（事業者連絡会）を設置します。

③グローバルウィンドディ※にあわせた、風力発電事業に関する啓発活動（例えばイベントの後援や助成等）など、連絡会で推進策を協議します。

④風車は部品点数が多く、製造業対策として有効であり、また、メンテナンスなど運用に関する需要もあるため、各種の企業支援メニューを用い、関連分野の産業活性化を図ります。

⑤グリーンニューディール基金の活用による風況調査支援制度等を検討します。



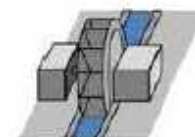
分野別方針【水力発電（中小）】

～県の実情に合わせた中小水力発電の推進～

【方策】

①ダム等県が所有する施設において、中小水力発電の効果が高いものについては、自家消費を目的とした設置を検討します。

②中小水力発電に係る県内技術・製品を活用した事業化や地域づくりの取組を支援します。



長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン 概要版

平成25年12月9日

産業労働部
グリーンエネルギー推進室

～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～

分野別方針【地熱発電】

～未利用温泉水を活用した発電の推進～



【方策】

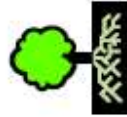
- ①小浜での未利用温泉水を活用したエネルギー地産地消やまちづくりの取組に係る地域の合意形成を支援するとともに、取組を広く周知し、県民の理解促進を図ります。
- ②小浜地区はじめ雲仙や荒川温泉等県内の温泉地において、地域や事業者が行う未利用温泉水を活用した発電や熱利用の取組を支援します。
- ③未利用温泉水の活用が地域や県民に浸透した段階で、地元と連携し、温泉と共存する更なる地熱資源の有効活用（新たな泉源の掘削、地熱発電所の設置等）の可能性について、検討・協議します。

分野別方針【バイオマス発電】

～未利用バイオマス資源の有効活用推進～

【方策】

- ①林地残材等未利用資源を中心に安定供給ができるよう、持続可能な需給体制を構築します。
- ②木質バイオマスについては、供給可能量を考慮して、バイオマス発電の可能性を検討します。



分野別方針【海洋エネルギー発電】

～漁業と調和した長崎版EMECの推進～

【方策】

- ①港湾区域における洋上風力発電事業の創出について取組みます。
- ②漁業と海洋エネルギーが調和した「長崎県版EMEC」を構築し、最先端の企業・研究機関の誘致、視察客の増加等を図ります。
- ③実証実験のフィールドのみならず、実用化・商用化を促進するため、関係事業者への適地紹介などを積極的に行います。
- ④上記を進めることで、海洋エネルギーに関する発電事業、システム製作、部材製造、メンテナンス等の関連産業集積を図ります。
- ⑤水産業における海洋エネルギーの活用など、漁業調和型の新たな取組を創出します。



再生可能エネルギー導入へ向けての課題

- 立地規制の抜本的見直しの必要性
再生可能エネルギーの導入促進の観点から支障となりうる規制・制度の改革が国において進められていますが、今後も引き続き必要な規制緩和を求めていかなければなりません。

○系統能力の増強支援の必要性

本県の離島地区、中でも本土地区からの電力系統がない地区においては、再生可能エネルギーの導入普及のために、一層の電力系統の増強・安定化対策が重要な課題となっています。

○地域との共生を可能にする仕組みの構築

再生可能エネルギーは、地域再生・地域活性化と密接に繋がっており、地域の合意形成や参画、地域に対するメリットの還元が重要です。このため地域ファンド等、地域の活力の創出に資する事業システムの構築等を検討していく必要があります。

目標値について

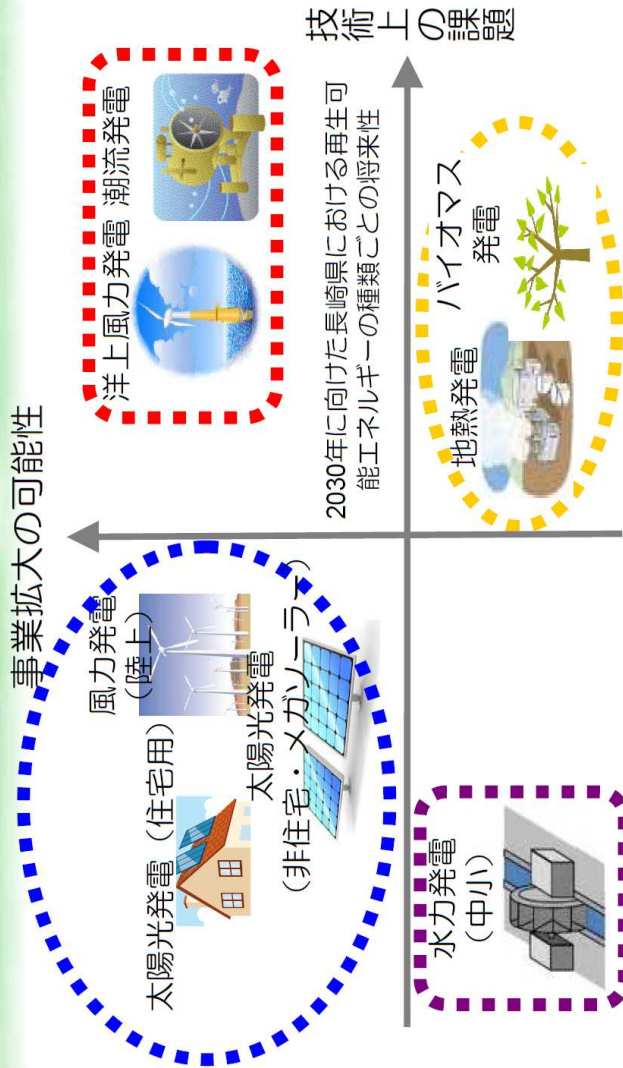
（目標）

目標値の設定に関しては、国の再生可能エネルギーに関する政策の積極的な実施を前提としており、目標達成は、国の再生可能エネルギー導入促進に関する各種制度や財政措置、法規制の緩和等、今後の具体的な施策に大きな影響を受けることとなります。

一方、今後、本県において導入促進に取り組み上では、具体的な数値目標の設定が効果的と思われることから、再生可能エネルギーの種類ごとの将来性を勘案し、数値の設定に取り組みました。（国のエネルギー政策等の動向を注視し、適宜必要な目標の見直しを行う。）

なお、本県の最大の特徴である「海洋」の活用については、最も積極的な目標を掲げ、本県独自の再生可能エネルギー導入に取り組みたいと考えております。

～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～



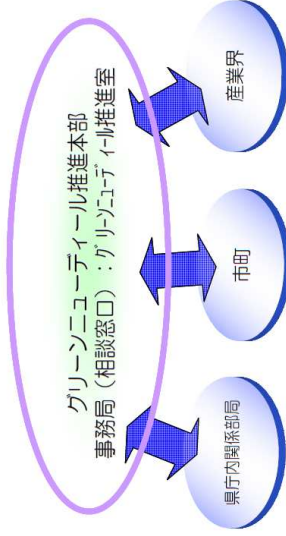
推進体制について

(推進体制)

本計画の推進については、グリーンニューデール推進本部が中心となり、県庁関係局が横の連携を図りながら取り組んでまいります。

また、県内市町との情報交換の場やワンストップの相談窓口を設け連携して推進を図ります。

併せて、県内の企業で構成する長崎環境エネルギー産業ネットワークと連携し、県内企業の参画を促進しながら、県内産業の振興にも寄与するよう取り組んでまいります。

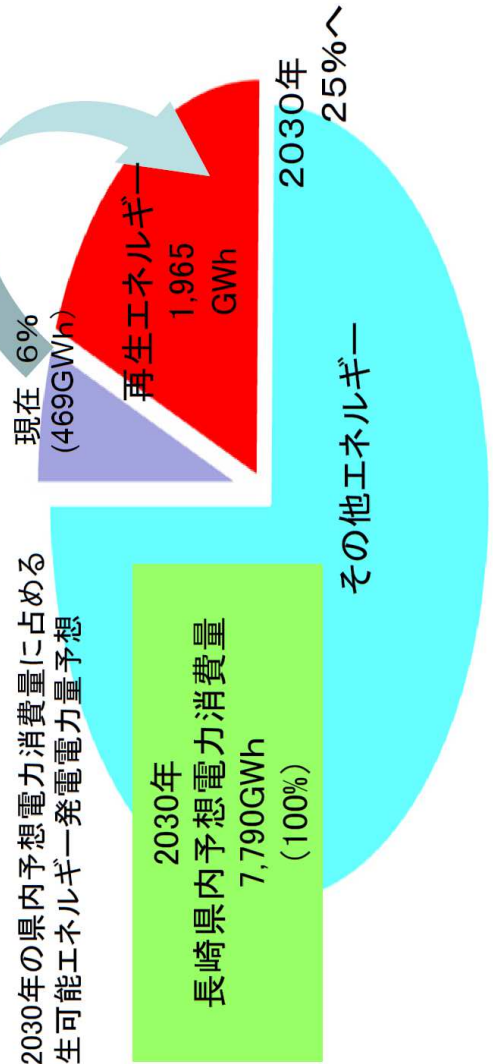


・機動的な取組
・定期的な情報交換の場を設置
・情報提供
・プロジェクト等への参画促進

〇導入目標 (kW)

再生可能エネルギーの種類	導入実績 (2013、2月現在) (kW)	2030年 導入目標 (kW)
① 太陽光 (非住宅)	92,973	181,000
② 太陽光 (メガソーラー)	78,649	158,000
③ 太陽光 (住宅)	97,142	592,000
④ 風力 (陸上)	94,070	173,000
⑤ 水力 (中小)	1,155	1,300
⑥ 地熱	210	1,300
⑦ バイオマス	14,352	17,400
⑧ 海洋エネルギー (洋上風力)	0	200,000
⑨ 海洋エネルギー (潮流)	0	36,000
合計	378,551	1,360,000

□2030年の県内予想電力消費量に占める
再生可能エネルギー発電電力量予想



21 長崎県環境基本計画に係る平成26年度当初予算

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
地球温暖化対策の推進	温室効果ガスの排出抑制	第1節-1-①(エネルギー)			
		温暖化対策「見える化」推進事業	環境部	未来環境推進課	8,711
		長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0
		木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	250
		低炭素社会対応型陶磁器素材の開発	産業労働部	産業技術課	2,018
		第1章-1-①(事業者の活動促進)			
		未来環境条例アイドリング・ストップ普及啓発事業	環境部	未来環境推進課	0
		総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・総合交通課	101
		内航海運改善資金貸付金	企画振興部	新幹線・総合交通課	10,500
		長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・総合交通課	153,446
		沿岸漁業改善資金貸付金(特会)	水産部	漁政課	357,139
		(新)省エネ転換緊急対策事業	水産部	漁政課	126,534
		新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	162,017
		長崎県EV&ITS普及促進事業	産業労働部	グリーンニューデール推進室	7,457
		未来環境条例温室効果ガス排出削減計画制度	環境部	未来環境推進課	176
		環境物品等調達方針推進事業	環境部	未来環境推進課	69
		県庁エコオフィスプラン進行管理事業	環境部	未来環境推進課	294
		長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,031
		フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,267
		省エネ診断の活用によるエネルギー関連の見える化と設備更新、改修の促進	環境部	未来環境推進課	1,317
		エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000
		第1節-1-①(県民の活動促進)			
		「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	12,705
		県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234
		エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0
		(新)九州版炭素マイレージ制度	環境部	未来環境推進課	3,700
		第1節-1-①(環境に配慮したまちづくり)			
		JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	3,995,500
		道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,939,235
		(新)対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューデール推進室	6,389
		(新)西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューデール推進室	4,005
		第1節-1-①(県民・団体等との連携・協働)			
		市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	3,312
	温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	第1節-1-②			
		森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	945,302
		水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	101,500
		水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	51,170
		藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	18,383
		(新)藻場回復新技術導入実践事業費	水産部	資源管理課	5,049
		(新)水産環境整備事業	水産部	資源管理課	129,600
		(再)木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	250
		環境保全型農業直接支援対策事業	農林部	農業経営課	34,003
	地球温暖化への適応策	第1節-1-③			
		砂防事業	土木部	砂防課	3,562,639
		地すべり対策事業	土木部	砂防課	3,562,639
		急傾斜地崩壊対策事業	土木部	砂防課	3,562,639
		病害虫発生予察費	農林部	農業経営課	5,224
		地球温暖化適応策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,285

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
広域的な環境汚染対策の推進	光化学オキシダント等に関する対策の推進	第1節-2-①			
		長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	103,858
		第1節-2-②			
	オゾン層の保護推進対策	(再) フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,267
広域的な環境汚染対策の推進	酸性雨対策の推進	第1節-2-③			
		酸性雨モニタリング	環境部	環境政策課	10,625
		関係県（九州地方知事会）における観測体制整備の連携	環境部		0
		工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,177
	漂着ごみ・漂流油対策の推進	第1節-2-④			
		(財) 海と港環境美化・油濁対策機構負担金	水産部	資源管理課	81
		離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	634,392
		海岸環境保全対策推進事業	環境部	廃棄物対策課	993,922
		「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」の運用	危機管理監	危機管理課	
	力国の環境保全のための協力の推進	第1節-2-⑤			
		日韓海峡沿岸環境技術交流事業	環境部	未来環境推進課	1,637

小計（再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。） 32,408,771

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
廃棄物対策の推進	廃棄物の発生・排出抑制	第2節-1-①			
		園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	3,498
		ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	6,409
		(新) 産業廃棄物の有効活用技術の開発	産業労働部	産業技術課	3,048
		(新) 使用済石膏型の再生処理による用途開発	産業労働部	産業技術課	10,262
	廃棄物の再資源化の推進	第2節-1-②			
		リサイクル製品活用促進事業	環境部	未来環境推進課	1,113
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	6,409
		公共工事全般	土木部	建設企画課	
		島原半島良質堆肥広域流通促進事業	農林部	畜産課	15,000
		エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業	農林部	畜産課	12,010
		建設リサイクル促進事業	土木部	建設企画課	
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0
	廃棄物の適正処理の推進	第2節-1-③			
		(新) 廃液等の処理・管理技術の高度化促進事業	産業労働部	産業技術課	2,541
		(再) 園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	3,498
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	環境部	廃棄物対策課	19,571
		産業廃棄物処理施設監視指導費 廃棄物不適正処理対策事業 政令市適正処理支援事業	環境部	廃棄物対策課	88,508
		産業廃棄物審査指導費	環境部	廃棄物対策課	5,563
		産業廃棄物処理業者等情報管理費	環境部	廃棄物対策課	1,391
		産業廃棄物処分場環境対策事業	環境部	廃棄物対策課	0
		FRP漁船廃船処理対策事業	水産部	資源管理課	4,975
大気環境の保全	大気汚染防止対策の推進	第2節-2-①			
		(再) 工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,177
		「長崎県アスベスト対策連絡会議」の運営管理	環境部	環境政策課	0
		(再) 長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	103,858
		有害大気汚染物質調査分析業務	環境部	環境政策課	4,573
		アスベスト改修事業	土木部	建築課	9,814
	自動車排出ガス抑制対策の推進	第2節-2-②			
		(再) 総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・都市交通対策課	101
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,939,235
		(再) JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	3,995,500
		(再) 県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234
		(再) エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0
		(再) 長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・都市交通対策課	153,446
		(再) 自動車排出ガス測定	環境部	環境政策課	0

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
水環境の保全	海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	第2節-3-①			
		工場監視指導事業（水質）	環境部	環境政策課	3,624
		環境監視測定事業（水質）	環境部	環境政策課	23,383
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	3,204
		（新）環境アセスメントにかかる環境情報整備事業	環境部	環境政策課	30,577
		環境監視測定事業（地下水）	環境部	環境政策課	3,065
		諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	17,627
		（再）水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	101,500
		（新）明日の大村湾を創る事業	環境部	環境政策課	9,321
		（新）再生砂による浜場作り実証試験事業	環境部	環境政策課	15,045
		大村湾水質保全対策事業	環境部	環境政策課	5,096
		鳥原半島窒素負荷低減対策費	農林部	農業経営課	2,745
		諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業	農林部	諫早湾干拓課	8,500
		（再）水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	51,170
		（再）藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	18,383
		（再）（新）藻場回復新技術導入実践事業費	水産部	資源管理課	5,049
		（再）（新）水産環境整備事業	水産部	資源管理課	129,600
		鳥原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,517
		（新）赤潮等被害防止モデル構築事業	水産部	資源管理課	3,485
水環境の保全	生活排水対策の推進	第2節-3-②			
		浄化槽設置整備費	環境部	水環境対策課	315,982
		長崎県汚水処理総合交付金費	環境部	水環境対策課	30,020
		流域別下水道整備総合計画策定費	環境部	水環境対策課	12,840
		（補助）漁港漁場地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）	水産部	漁港漁場課	363,620
		（単独）農村漁村生活環境整備事業交付金費	水産部	漁港漁場課	10,286
		大村湾南部流域下水道事業	環境部	水環境対策課	414,934
		（再）（新）明日の大村湾を創る事業	環境部	環境政策課	9,321
		（再）諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	17,627
		生活排水対策促進事業	環境部	環境政策課	2,226
	対等事業場・ 推進の水場・	第2節-3-③			
		（再）工場監視指導事業（水質）	環境部	環境政策課	3,624
	水の 利用 循環	第2節-3-④			
		雨水・再生水利用促進に向けた情報提供	環境部	水環境対策課	0
		水資源政策費	環境部	水環境対策課	1,164
土壌・地盤環境の保全	土壌環境の保全	第2節-4-①			
		土壌汚染対策法適正執行	環境部	環境政策課	0
		（再）工場監視指導事業（水質）	環境部	環境政策課	3,624
		人と環境にやさしい農業対策事業	農林部	農業経営課	18,219
		（再）鳥原半島窒素負荷低減対策費	農林部	農業経営課	2,745
		（再）鳥原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,517
	地盤環境の 保全	第2節-4-②			
		水道施設整備事業指導監督費	環境部	水環境対策課	5,892
		地盤沈下の測定と監視体制整備	環境部	環境政策課	0
		代替水源の確保推進	環境部	水環境対策課	0
騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音・振動・悪臭対策の推進	第2節-5-①			
		環境調査・測定事業（騒音・振動・悪臭）	環境部	環境政策課	5,132
		自動車騒音常時監視事業	環境部	環境政策課	543
		（再）道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,939,235
		沿道環境改善事業	土木部	道路維持課	26,250

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
化学物質の環境リスク対策の推進	理の化 の選学 推正物 進管質	第2節－6－①			
		化学物質管理促進事業	環境部	環境政策課	702
		緊急時の環境汚染実態調査等の実施	環境部	環境政策課	0
	等環境化内 質ホル分 の毒物質 の害をく 避ける 対策を講 ずる	第2節－6－②			
		全国的な調査研究への参画と汚染実態把握	環境部	環境政策課	0
		汚染状況把握の推進	環境部	環境政策課	0
	減シダ 推対ンイ 進策類オ の削キ	第2節－6－③			
		ダイオキシン類対策事業	環境部	環境政策課	19,873
		(再)長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0
	小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。)				

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
生物多様性の保全	自然環境の監視・調査研究の推進	第3節-1-①			
		希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	4,567
		鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,837
		鳥獣保護費	農林部	農山村対策室	1,869
		ツシマヤマメコ保護増殖事業費	環境部	自然環境課	14,692
		自然公園指導員等による監視	環境部	自然環境課	0
		狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161
		狩猟取締費	農林部	農山村対策室	8,465
		野生鳥獣管理事業費	農林部	農山村対策室	5,601
		外来生物に関する情報収集と普及啓発	環境部	自然環境課	0
		(新) ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	4,843
	野生動植物種の保護、生態系の保全と再生	第3節-1-②			
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	4,567
		自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	370
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,837
		(再)鳥獣保護費	農林部	農山村対策室	1,869
		(再)狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161
		(再)狩猟取締費	農林部	農山村対策室	8,465
		(再)(新)野生鳥獣管理事業費	農林部	農山村対策室	5,601
		負傷鳥獣救護活動強化事業費	環境部	自然環境課	6,064
		(再)水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	51,170
		(再)藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	18,383
		(再)(新)藻場回復新技術導入実践事業費	水産部	資源管理課	5,049
		(再)龍島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	634,392
		緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	25,525
		用地基金による土地買収	環境部	自然環境課	0
		自然環境情報ネットワーク	環境部	自然環境課	0
		(新)地域で進める鳥獣対策推進事業	農林部	農山村対策室	1,359,111
		(再)環境保全型農業直接支援対策事業	農林部	農業経営課	34,003
		ふるさと緑の生活環境基盤整備事業	農林部	林政課	6,820
		(再)(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	4,843
自然とのつながりの回復	自然とのふれあいの場の保全・整備	第3節-2-①			
		自然公園等総合整備事業	環境部	自然環境課	21,732
		自然公園標識設置費	環境部	自然環境課	985
		自然公園維持管理費	環境部	自然環境課	6,913
		自然公園施設補修費	環境部	自然環境課	7,783
		雲仙公園維持管理費	環境部	自然環境課	22,554
		宝原道路維持管理費	環境部	自然環境課	2,569
		県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,803
		グリーン・ツーリズム推進費	農林部	農山村対策室	3,389
	自然とのふれあいの場の提供	第3節-2-②			
		自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	781
		(再)県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,803
		ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	0

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
自然とのつながりの回復	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③			
		河川整備計画調査事業	土木部	河川課	28,800
		海砂採取対策事業	土木部	監理課	1,841
		代替骨材の確保に関する取り組み推進	土木部	建設企画課	6,510
		中山間地域直接支払	農林部	農山村対策室	1,125,050
		中山間ふるさと・水と土保全対策	農林部	農山村対策室	9,100
		農地・水保全管理支払	農林部	農山村対策室	201,340
		(再)水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	51,170
		(再)藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	18,383
		(再)(新)藻場回復新技術導入実践事業費	水産部	資源管理課	5,049
		(補助)水産基盤整備事業	水産部	漁港漁場課	383,162
		(補助)漁港漁場地域整備交付金事業費(地域水産物供給基盤整備事業)	水産部	漁港漁場課	217,500
		(再)(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	4,843
	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③			
		治山事業	農林部	森林整備室	2,736,892
		長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	874,286
		石木ダム事業	土木部	河川課	1,542,857
		河川改修事業	土木部	河川課	878,606
		(再)ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	0
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	214,920
		高潮対策事業	土木部	港湾課	404,978
		(再)森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	945,302
		(再)自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	781
		(再)水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	101,500
快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	第3節-3-①			
		無電柱化推進事業	土木部	道路維持課	1,084,046
		(再)長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	874,286
		(再)石木ダム事業	土木部	河川課	1,542,857
		(再)河川改修事業	土木部	河川課	878,606
		(再)海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	214,920
		(再)高潮対策事業(河川)	土木部	港湾課	43,200
		海岸環境整備事業	土木部	港湾課	0
		(再)治山事業	農林部	森林整備室	2,736,892
		花のある街かどづくり事業	環境部	自然環境課	3,151
		(再)緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	25,525
		県民参加の地域づくり事業	土木部	河川課	13,683
		(再)ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	0
		長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	19,639
		(再)新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	162,017
		屋外広告物法に基づく適正な規制・誘導	土木部	都市計画課	8,299
		環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	2,452
		ながさきグリーンサポーター育成事業	環境部	未来環境推進課	1,621
	歴史的環境の保全と創造	第3節-3-②			
		(再)長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	19,639
		文化財調査管理	教育庁	学芸文化課	69,878
		(新)文化財パトロール費	教育庁	学芸文化課	3,005
		「伝え守ろう!わがまちの文化遺産」活用事業	教育庁	学芸文化課	1,774

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。)

19,892,937

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
環境教育・環境学習等の推進	学校等における環境教育・環境学習等の推進	第4節-1-①			
		環境教育に関する教職員研修の充実	教育庁	義務教育課	44,100
		開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環境研)	3,317
		子どもたちの「しま」体感促進事業	教育庁	義務教育課	772
		(再)環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	2,452
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,837
		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	2,452
		(再)ながさきグリーンサポーター育成事業	環境部	未来環境推進課	1,621
	社会における環境教育・環境学習の推進	第4節-1-②			
		(再)環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	2,452
		緑化推進費	農林部	林政課	3,745
		消費者活動支援事業(新生活運動推進事業)	県民生活部	食育安全・消費生活課	2,805
		(新)日本の宝「しま」体感交流事業	教育庁	生涯学習課	6,375
		(再)自然に親しむ運動	環境部	自然環境課	781
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	6,837
		(再)市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	3,312
		(再)「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	2,452
(再)ながさきグリーンサポーター育成事業		環境部	未来環境推進課	1,621	
県向・市町村の取組の環境保全の推進		第4節-2-①			
	(再)長崎県庁EMS運営	環境部	環境政策課	1,031	
	(再)県庁エコオフィスプランの推進	環境部	未来環境推進課	294	
	(再)「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	2,452	
	(再)ながさきグリーンサポーター育成事業	環境部	未来環境推進課	1,621	
	県民の環境保全に向けた取組の推進	第4節-2-②			
		(再)ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	6,409
		(再)開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環境研)	3,317
(再)「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進		環境部	未来環境推進課	2,452	
(再)ながさきグリーンサポーター育成事業		環境部	未来環境推進課	1,621	
事業者の環境保全に向けた取組の推進	(再)「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	12,705	
	第4節-2-③				
	(新)アジアへの環境貢献プロジェクト推進事業	環境部	環境政策課	5,671	
	(再)ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	6,409	
	(再)長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,031	
環境情報の収集、発信の強化	情報提供機会の拡大	第4節-3-①			
		環境情報発信事業	環境部	環境政策課	410
		(再)開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環境研)	3,317
(再)市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業		環境部	未来環境推進課	3,312	
情報の共有化の推進	(再)ながさきグリーンサポーター育成事業	環境部	未来環境推進課	1,621	
	第4節-3-②				
	(再)環境情報発信事業	環境部	環境政策課	410	
	(再)市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	3,312	
	(再)ながさきグリーンサポーター育成事業	環境部	未来環境推進課	1,621	
小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。)					167,725

環境保全のための共通基盤的施策

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
環境保全のための共通基盤的施策	地適 推利正 進用な の土	第5節-①			
		土地利用基本計画管理事業	企画振興部	土地対策室	1,904
		国土利用計画管理運営事業	企画振興部	土地対策室	366
	調査研究・技術開発の推進・監視観測の充実	第5節-②			
		環境放射能水準調査（原子力規制庁）	環境部	環境政策課	9,958
		環境放射線等モニタリング調査（環境省）	環境部	環境政策課	405
		緊急時環境放射線モニタリング（原子力災害対策関係）	環境部	環境政策課	0
		長崎県における微小粒子状物質（PM2.5）と健康影響に関する研究	環境部	環境政策課（環境研）	3,227
		バイオメタノールを活用したBDF製造技術の検討	環境部	環境政策課（環境研）	2,934
		施肥合理化技術の確立	農林部	農政課（農技C）	1,029
		（新）環境変化に対応した藻類増養殖基礎技術開発	水産部	漁政課（総合水技）	6,895
		温暖化における地球温暖化に対応したジャガイモ選抜技術の開発と耐暑性素材の探索	農林部	農政課（農技C）	2,637
		温暖化に対応したカーネーション新品種の育成	農林部	農政課（農技C）	1,364
		次世代長崎カンキツの育成	農林部	農政課（農技C）	970
		（新）新エネルギー産業等プロジェクト促進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	34,233
		（再）（新）赤潮等被害防止モデル構築事業	水産部	資源管理課	3,485
	環境産業の育成	第5節-③			
		ニュービジネス促進事業	産業労働部	産業振興課	12,358
		（再）対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	6,389
		（再）西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,005
		（新）五島（超小型EV）プロジェクト推進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	22,695
		長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	5,336
		海外展開支援プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	13,751
	環境配慮の推進	（再）エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000
		第5節-④			
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	3,204
		（再）（新）環境アセスメントにかかる環境情報整備事業	環境部	環境政策課	30,577
	適正競争と公害苦情の処理	環境保全協定事業	環境部	環境政策課	0
		環境配慮指針に基づいた公共工事の実施	環境部	環境政策課	0
		第5節-⑤			
	普通適正競争と公害苦情の処理	公害苦情受付	環境部	環境政策課	4,830
		公害紛争処理	環境部	環境政策課	4,830
	普通適正競争と公害苦情の処理	第5節-⑥			
		（再）長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,031
	環境保全のための共通基盤的施策	第5節-⑦			
		デポジット制度の推進	環境部	未来環境推進課	102
		産廃税を活用した取り組み	環境部	未来環境推進課	68,455
		（再）人と環境にやさしい農業対策費（長崎県版GAP）	農林部	農業経営課	18,219
		第5節-⑧			
	規制的使用措置の活用	（再）工場監視指導事業（水質）	環境部	環境政策課	3,624
		（再）自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	370
		（再）希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	4,567
		（再）（新）ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	4,843

小計（再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。）

288,593

用語解説

〈あ〉

ISO14001

環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格のことです。本県は平成15年3月に取得し、平成21年3月までの6年間運用しました。

アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンを切ること。

アイドリングストップ&スタートシステム

バスの停止・発進に合わせ、エンジンの自動停止、自動再始動を行う装置。

赤潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともあります。

赤潮は閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされていますが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されています。

悪臭物質

悪臭は一般に悪臭を有する多種類の物質により構成されていることが多いですが、悪臭防止法では、通常悪臭の発生源として問題になっているパルプ工場、石油化学工場、魚腸骨処理場等から排出される悪臭の代表的な構成成分であり、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、工場・事業場からの排出規制等を行っています。

アスベスト（石綿）

アスベスト(石綿)は、極めて細い天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきましたが、空中に飛散するアスベストを大量に吸引した場合に、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

大気汚染防止法では、アスベスト含有量が0.1%を超える吹き付け材、保温・断熱材及び耐火被覆材の除去等を行う場合は事前に届出が必要であり、作業基準も定められています。また、工場・事業場からの排出についても規制されています。

アセトアルデヒド（ CH_3CHO ）

刺激臭をもつ無色の液体で、水、アルコール、エーテルによく溶けます。合成樹脂などの原料に使用されています。腐ったキャベツのような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

RDF（アール ディー エフ）

ごみ由来の燃料（Refuse Derived Fuel）のことで、代表的なものとして可燃ごみを固形化したものがあります。

アンモニア（NH₃）

刺激臭のある無色の気体で圧縮することによって常温でも簡単に液化します。畜産、鶏糞乾燥、し尿処理場などが発生源で、粘膜刺激、呼吸器刺激などの作用があります。し尿のような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）とが結合してできています。代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO₂）、三酸化硫黄（無水硫酸：SO₃）などがあります。二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。我が国の硫黄酸化物による大気汚染の主な原因は火山等の自然現象のものを除くと、石油系燃料の燃焼によって排出されるものがほとんどです。

石綿（アスベスト） アスベストの項参照

磯焼け

大型海藻が消滅し、海底の岩や石が露出した状態。

イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症などを合併する病気。身体中の骨がゆがんだり、ひびが入ったりして、患者が「痛い、痛い」と訴えることから、イタイイタイ病と命名されています。

一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となる部分は、自動車の排出ガスによるものです。このガスを体内に吸入すると、血液（赤血球）中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。

一酸化窒素（NO）

無色の気体で液化しにくく、空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素（NO₂）に変わります。一酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系の症状が現れます。

一般環境大気測定局

住宅地や商業地域など一般的な環境を測定する施設をいいます。沿道の自動車排出ガスを測定する施設は、自動車排出ガス測定局といいます。

一般廃棄物

日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くすなど産業廃棄物に該当しないものも含まれます。

一般粉じん発生施設

採石場のベルトコンベア、ふるい、堆積状など粉じんを発生する施設をいいます。一方、特定粉じん発生施設は、石綿粉じんを発生する施設をいいます。

移動発生源と固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

インタープリター

言葉の意味は「通訳」ですが、自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいいます（interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称し、一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多いです。なお、インタープリターの行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）といえます。

上乗せ排水規制

ばい煙または排出水の排出の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準です。

エコショップ

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、飲料用パックやトレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

エコドライブ 省燃費運転の項参照

SS（浮遊物質量）

SSとは、Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程、水質汚濁の著しいことを示します。

OD（オキシデーション・ディッチ）型

活性汚泥法污水处理方法の一種でオキシデーションディッチと呼ばれる酸化溝型のばっ気槽を使用します。維持管理が簡単で運転経費が安いのが特色です。

汚水処理人口普及率

行政人口に対する、下水道及びその類似施設が使用できる人口の割合。

オゾン

オゾン（ O_3 ）は、空気中での放電などにより発生します。酸化性の強い臭気のある気体で、強い殺菌力があります。

オゾン層

地表から20～40kmの上空に、オゾンが高濃度に存在する層があります。これをオゾン層といいます。太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長（UV-B）を吸収しています。近年、オゾン層がフロンガスによって破壊され、オゾンホールが発生しています。

汚濁負荷量

排出される汚濁物質（BODやCODなどで表される汚れなど水質を悪化させる原因物質の量）をいい、主としてBOD、CODなどの1日当たりの重さ（トンやkg）で表されます。これは、家庭や工場などの汚濁源から排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって計算されます。海域などの水域の状況などによっては濃度規制だけで不十分で、いかに汚濁負荷量を削減するかが重要となります。

汚泥

産業廃棄物の代表的なものの1つです。工場排水、下水処理等の水処理施設の沈殿槽などに溜まる泥状物のものをいいます。

温室効果ガス

地球の温度は、太陽から注がれる日射エネルギーと地球が宇宙に向けて放出する熱放射エネルギーとのつりあいによって保たれています。大気中には、熱放射エネルギー（赤外線）を吸収する「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。

〈か〉

海底耕うん

浅海の海底を漁具によって耕したり、干潟をブルドーザー等で耕すことで、水産生物の生息環境を改善します。

海洋エネルギー

再生可能エネルギーの一つです。海面の暖かい水と深海の冷たい水との温度差を利用して発電する海洋温度差発電のほか、海の波の上下動（波力）、潮の満ち引き（潮汐）、海流のエネルギーを利用した（潮流）発電等の研究が進められています。

化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称であり、海水や湖沼の有機汚濁物質等

による汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

ガス工作物

都市ガスなどのガスを製造するために用いる装置や設備。ガスの貯蔵タンクやガス反応施設などという。

カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺で見られました。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒になり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟性をおこします。水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質はカドミウムといわれています。

環境アドバイザー

県では、県民の方が企画する環境に関する講演会や研修会、自然観察会などに環境についての有識者や実践活動家を講師（環境アドバイザー）として派遣しています。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策や代替案の比較検討等を含む総合的な事前評価を行うことをいいます。

我が国では、環境影響評価法又は地方自治体の条例によるもの（法アセス・条例アセス）と、個別法令等によるもの（いわゆるミニアセス等）が実施されています。

環境家計簿

家庭における電気やガスなどの使用量を毎月記帳し、使用量の削減に取り組めます。

環境基準

環境基本法第16条は、政府は「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定めることとしています。

環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なります。

環境基準点

環境基準の水域類型指定が行われた水域において、環境基準の達成状況を把握するための地点です。

環境保全協定（公害防止協定）

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、環境保全（公害防止）のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害に関する各種の規制法令を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施することができるため、法律や条例の規制と並ぶ有力な環境保全（公害防止）上の手段として広く利用されています。

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

本来、ホルモンは私たちの身体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働きをしています。「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とであるとされており、科学的には「外因性内分泌かく乱化学物質」といいます。

環境モニタリング

生物環境や生態系、大気質や水質などの状態を監視することです。

官能試験（三点比較臭袋法） 臭気指数の項参照

京都議定書

地球温暖化対策に関する国際会議である「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガス削減目標や国際的な仕組みなど、合意したことが「京都議定書」としてまとめられ、平成17年2月16日に発効しました。

京都議定書目標達成計画

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき平成17年4月28日に策定された、京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定めた計画です。

「目標達成のための対策と施策」として、自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底等、さらに「速やかに検討すべき課題」として、国内排出量取引制度や環境税、ライフスタイルの見直し、サマータイムの導入が挙げられています。

距離減衰

音が空気の抵抗や吸収によって距離が遠くなるほど伝わらなくなる現象をいいます。

グリーン購入

再生製品や廃棄したときのリサイクルのしやすさ、省エネルギー製品など環境への影響ができるだけ少ない製品や資材を購入することです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。

グリーンニューディール

厳密な定義はありませんが、一般的には、環境分野への投資を通じた景気浮揚策を指すことが多い用語です。

クロム（Cr）

クロム酸、重クロム酸カリ、重クロム酸ソーダ等の六価クロムは、強力な酸化剤として金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

景観法

「日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律」（国土交通省所管、環境省等共管）で、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定されました。（施行は平成16年12月）

景観行政団体

地域における景観行政を担う主体で、景観計画を策定し、良好な景観形成のための規制・誘導等を行うことができます。都道府県、政令市、中核市は景観法により自動的に、その他の自治体は知事への協議を経て景観行政団体になることができます。

K値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制の方法。これは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれの係数（K値）を決め、計算式により求められた許容量をこえる硫黄酸化物の排出を制限するものです。施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。

$$q = K \times H_e^2 \times 10^{-3}$$

q：規制値（SO_x Nm³/h）

H_e：有効煙突高（m）

下水道処理人口普及率

行政人口に対する、下水道処理区域内人口の割合。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持するが望ましい基準として設定された項目です。これには、カドミウム等の蓄積性のある重金属類と科学技術の進歩で人工的に作り出されたPCB及びトリクロロエチレン等の26項目があります。基準値は項目ごとに定められています。

公害

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気の汚染、②水質の汚濁、（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン（O₃）、アルデヒド（RCHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化力の強い物質の総称です。光化学オキシダントの大部分がオゾンといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。

光化学スモッグ

自動車や工場等から排出される窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーによる光化学反応で生成するオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としてスモッグ（煙霧）となって目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉を白く枯らしたりします。

この現象は日差しの強い夏に多く発生するといわれています。

黄砂

黄砂は、中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

風によって大気中に巻き上げられた黄砂は、発源地域周辺の農業生産や生活環境にしばしば重大な被害を与えるばかりでなく、大気中に浮遊し、黄砂粒子を核とした雲の発生・降水過程を通して地球全体の気候に影響を及ぼしています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を有しているものを除く。）等の総称です。

こどもエコクラブ

幼児から高校生までが地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。市町村を通じた登録制度になっています。

コプラナーPCB（コプラナー塩化ビフェニル）

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似した生理作用を示す一群のPCB類です。ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に含まれます。

コミュニティ・プラント

地域し尿処理施設のこと。下水道事業の計画区域外に設置される市町村が事業主体となる污水处理施設。（計画区域人口が101人以上3万人未満）

コンポスト化

生ごみや有機性汚泥などを微生物により発酵し堆肥化すること。堆肥は肥料や土壌改良材として利用します。

〈さ〉

最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのことです。石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源であるのに対し、再生可能エネルギーは一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

サーマル・リサイクル

熱を回収することにより、リサイクル利用を図るものです。代表的なものとして、ごみ発電等の余熱利用があります。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類のものをいいます。産業廃棄物は事業者が自らの責任で適正に処理する義務があります。

産業廃棄物処理計画

改正前の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条の規定に基づき、知事が区域（県）内の廃棄物の適正処理を図るため基本事項を定めたもので、本県では平成8年4月に第4次産業廃棄物処理計画を策定しています。

平成12年6月の法改正により、平成13年4月からは一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画を策定することになりました。

酸性雨

酸性度の強い雨のことです。化石燃料等の燃焼によって生じる硫酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、これらが取り込まれて酸性雨となります。生態系の破壊や建造物の腐食などの被害を及ぼします。

シアン化合物

めっき工場や金属精錬加工場などで使用されています。極めて毒性が強く、摂取すると通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下を起こし、数分で死亡することがあります。

四塩化炭素（CCl₄）

機械器具の脱脂、しみ抜き、殺虫剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。オゾン層破壊物質であり、平成7年度末で生産全廃となっています。

COD 化学的酸素要求量の項参照

自治事務

地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいい、地方の判断と責任で遂行する事務をいいます。

自動車排出ガス

自動車排出ガスとは、自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び鉛化合物の5物質が定められています。

シミュレーション

多くのデータを基に、現実や将来的な場面を想定してモデル（見本や実験装置）を作り、水質や大気の状態などについて変化や将来の結果を分析・予測する方法です。コンピュータを使って分析・予測する方法が多く用いられています。

臭気指数

臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度を示す指標で、気体の臭気指数は「三点比較式臭袋法」という方法により算出します。

具体的には、無臭空気を満たした3個1組の袋に1個に試料臭気を注入し、他の2個の袋と臭いの区別ができなくなるまで希釈した倍数を求め、この希釈倍数を基礎として臭気指数を求めます。

省エネルギー診断

建物の空調設備や照明機器、熱源供給設備などのエネルギー使用量を調査・分析し、省エネルギー化を進める改善策を提案するものです。

浄化槽

し尿と生活雑排水を沈殿分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

硝酸性窒素（ $\text{NO}_3\text{-N}$ ）及び亜硝酸性窒素（ $\text{NO}_2\text{-N}$ ）

硝酸塩及び亜硝酸塩のことです。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はありませんが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いいため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元されます。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがあります。（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為的な原因が考えられます。

省燃費運転（エコドライブ）

おだやかな運転（急停車・急発進、急加速などをしない）を行うことにより、燃料を節約して二酸化炭素の削減に寄与すること。

振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度をdBで表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられます。通常、振動感覚補正回路をもつ振動計により測定した値で示されます。

水産資源

海や河川、湖沼等から生産される生物資源をいいます。資源とは人間にとって利用価値のあるものですから、水生動植物すべてが水産資源であるわけではありません。鉱物資源と異なり、適正に管理すると、持続的利用が可能です。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をpHという記号で表します。pH7.0を中性とし、それ以上をアルカリ性、それ以下を酸性といいます。

スチレン（ $C_6H_5CH=CH_2$ ）

無色透明の可燃性液体で都市ガスのような臭いがします。特定悪臭物質の一つでもあります。アルコール、エーテル、アセトン等の有機溶剤によく溶けます。ポリスチレン、合成ゴムなどの原料に使用されています。

スマートコミュニティ

電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの概念です。

生活排水

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水といいます。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭では、し尿とともに処理をされますが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっています。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をさします。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の水の中や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことで、単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物多様性条約など一般には、(1)様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、(2)様々な生物種が存在する＝種の多様性、(3)種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要です。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっています。

ゼロエミッション（Zero Emission）

循環再利用を徹底し、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方で、国連大学が提唱したものです。

騒音レベル

騒音計の周波数補正回路をA特性（人間の耳の感覚に近い周波数補正を行ったもの）として測定したときの指示値で、A特性音圧レベルともいいます。なお、騒音レベルはデシベル（dB）で表します。

〔日常生活等における騒音レベルの例〕

120dB 飛行機のジェットエンジンの近く

110dB 自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち作業音

100dB 電車が通るときのガード下

〈た〉

ダイオキシン類

平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においてはポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義されています。塩素がついている数や位置でPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間がありますが、これらのうち毒性があるとみなされるのは29種類です。

第三次長崎県温暖化対策実行計画（県庁エコオフィスプラン）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、自ら排出する温室効果ガスを抑制するため、国、都道府県、市町村に、その策定・実行・公表が義務付けられているもの。（平成23年3月策定）

WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベル）の略航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯を考慮し求めます。

炭化水素（HC）

炭素と水素だけからなる有機化合物の総称です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用されています。また、自動車排出ガスにも含まれています。環境大気中のメタンを除いた炭化水素（非メタン炭化水素）は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、「光化学オキシダント生成の防止のための濃度指針」が定められています。

地下水

地表面より下に存在している水を地下水といいます。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じています。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下に帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けら

れます。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」といいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻に影響することから、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球の温暖化を防止するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、1998年（平成10年）10月に公布されました。

窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素（ NO ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、三酸化二窒素（ N_2O_3 ）及び五酸化二窒素（ N_2O_5 ）などが知られています。このうち大気汚染の原因となるのは NO 、 NO_2 です。二酸化窒素は刺激性のガスで、その毒性はかなり強く、これを吸入すると肺の奥及び肺毛細管まで進入し、肺水腫を起こして死亡することがあります。

窒素流動（flux）調査

農作地などへの施肥によって、過剰に投与された窒素の流出状況を調査します。

地盤沈下

地盤沈下は、過剰な地下水の採取等によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われると、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層に含まれている水（間隔水）が帯水層に排出されて粘土層が収縮します。そのため、地表部では地盤沈下として認められるものです。

地盤沈下は、比較的緩慢な現象で徐々に進行します。また、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはほとんどありません。

注意報発令

大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、大気汚染防止法施行令第11条の濃度になった場合、知事は広く一般的に周知するとともに、ばい煙を排出する者や自動車の使用者、運転者などにばい煙の排出量の減少又は、自動車の運行の自主的制限について協力を求めることです。

沖積層

ほぼ二万年前から現代までに生成した地層で、砂礫・粘土・泥炭などからなります。現代の河辺・海浜などの表層をなす堆積物はこれに属します。

長期暴露

二酸化窒素など大気の汚染は、短期間、高濃度で人の健康や植物被害などをもたらす場合とそれほど高い濃度ではないが長時間の吸引などで被害を生じる場合があります。大気的环境基準では、短期暴露と長期暴露が考慮されています。

DDT

農業用殺虫剤。中枢神経、肝臓に有害でかつては大量に使用されましたが、残留性が問題となり使用が禁止されています。

低公害車

走行時の排出ガス、騒音等環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいいます。現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車及び電気自動車の4種類がこれにあたります。

底質

陸上では岩石や土壌、水界では底泥、岩石底が代表的な底質です。底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つです。有機物で強度に汚濁されると、底質中に酸素が欠乏し、多くの生物が死滅します。

テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性。ドライクリーニング用洗浄剤、金属の脱脂・洗浄剤、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、ふっ素樹脂の原料として使用されます。

デシベル

音響工学、振動規制等で用いられる単位で、ある一定値を基準にしたレベル量です。すなわち一定値を A_0 、測定値を A としたとき次の式で示されます。

$$dB = 10 \log (A/A_0)$$

デポジット制度

預り金払い戻し制度のことです。代表的な例としてわが国のビール瓶等で行われているように、一定金額を上乗せして販売し、返却する時預り金が払い戻される方式です。

テレメータシステム

各地に設置した測定局のデータを中央監視センター等に設置した親局が収集し、データの処理、管理等を行う一連のシステムをいいます。本県の大気汚染常時監視テレメータシステムは、平成26年度末現在、大気環境を48局で、発電所の排出ガスを7局の計55局で汚染状況を監視しています。

電気工作物

電気を作るために用いる装置、設備（ボイラーやベルトコンベア、石炭ストッカーなど）。一義的には「電気事業法」による規制を受けます。

電気自動車（EV：Electric Vehicle）

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させるため、走行中にCO₂や排気ガスを出さず、環境に優しいほか、安価な夜間電力を利用して充電することで経済的などのメリットがあります。

電気集じん機

静電気によって微小な粒子状物質を吸着させる装置でばい煙中のばいじんを除去します。ほかにバグフィルターや湿式集じん機、サイクロン集じん機などがあります。

TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalentsの略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により、換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値といい、TEQとも表記します。

透明度

水の澄明さを表します。通常、透明度板（白色で直径30cm）を船上などから船の上に下ろし透明度板に記したマークが見えなくなるまでの水深です。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法政令で定めるものをいい、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業等5種類の建設作業が定められています。

特定施設

「騒音規制法」及び「振動規制法」では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設”を、「水質汚濁防止法」では“工場又は事業場に設置される施設のうち、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む污水や排水を排出する施設”を、さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、“工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、これを大気中に排出したり、これを含む污水や廃液を排出する施設”を特定施設と定め、各法で規制対象施設としています。

特定フロン

1985年3月「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に関する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。この議定書では、CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、CFC-115の5種類を特定フロンと定義しており、特定フロンについては1995年（平成7年）末で生産が全廃になっています。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じることがある性状を有するものとして法令で定められたものをいいます。

土壌汚染

土壌が、重金属・酸性降下物、肥料、除草剤などの農薬、ごみの不衛生処分などによって汚染されることをいいます。なお、「農用地の土壌の汚染防止法等に関する法律」では、特定有害物質としてカドミウム、銅、ヒ素及びその化合物が指定されています。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈液及び剥離液、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されています。

1, 1, 1-トリクロロエタン (CH_3CCl_3)

金属洗浄、溶剤、接着剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。化学的には安定していますが、空気、熱、光などによって分解します。急性毒性は低いですが、クロロホルムと同様な麻酔性があり、肝臓、腎臓障害などを起こします。オゾン層破壊物質であり、平成7年末で生産が全廃になっています。

1, 1, 2-トリクロロエタン ($\text{CHCl}_2-\text{CH}_2\text{Cl}$)

水に溶けにくい無色の液体で、揮発性の有機塩素化合物です。不燃性で水より重く、用途は溶剤、粘着剤、塗料等です。人への影響としては、中枢神経の抑制、肝臓障害、腎臓障害等を起こします。

トリブチルスズ 有機スズの項参照

〈な〉

75%値

BOD（河川）、COD（海域、湖沼）の環境基準を評価する値で、年間の全測定データ（日間平均値）を小さい方から順に数えて全体の75%に該当する値です。

ナノグラム (ng)

10億分の1グラム (10^{-9} グラム)

二酸化硫黄 (SO_2)

硫黄を含む燃料（石油、石炭等）の燃焼時に硫黄が酸化されて二酸化硫黄 (SO_2) と三酸化硫黄 (SO_3) が発生しますが、大部分は SO_2 です。二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物といい、大気汚染の原因となります。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素 (NO_2) 窒素酸化物 (NO_x) の項を参照

ノニルフェノール

主として工業用洗剤の原料として使用されており、環境省が平成13年8月、魚類に対してホルモンかく乱作用があると認定しました。

ノルマル立方メートル毎時 (Nm^3/h)

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位です。

〈は〉

ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは、燃料、その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。有害物質は、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。

ハイブリッド車

低公害車的一种で、低速では電気を使い、高速ではガソリンを使って走る自動車、または、エンジンを使って発電し、その電力でモーターを回して走る自動車のことです。

ハロン

臭素原子を含むフルオロカーボン（メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部をフッ素原子で置換した化合物）の総称。ハロンは、フロン同様にオゾン層破壊物質として「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により平成6年1月より生産及び消費が全廃とされています。主なハロンガスは、ハロン1211（ CF_2ClBr ）、ハロン1301（ CF_3Br ）、ハロン2402（ $\text{CF}_2\text{BrCF}_2\text{Br}$ ）で消火剤として利用されていました。

PRTTR（環境汚染物質排出移動登録）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、大気、河川、湖沼など環境中に大量に排出する事業者に対し、削減努力を促すとともに、管理、情報公開を求める化学物質管理の新しいシステムで、欧米で導入が進んでおり、日本では平成11年7月に法制化されました。

BOD 生物化学的酸素要求量の項参照

ピコグラム（pg）

1兆分の1グラム（ 10^{-12} グラム）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは、化学的に安定であり、熱安定性にもすぐれた物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多くの分野で使用されていました。カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、現在製造が禁止され保管中のものについても一定期間内に適正処理することが義務付けられています。

ヒ素

金属と非金属との中間的性質。有毒。半導体、農薬、医薬品等の原料。

ppm

parts per millionの略で、100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位として使用されます。水の場合は、1kg（約1リットル）中のミリグラム数を表し、大気の場合は 1m^3 中 1cm^3 のガス容量を表します。

ppb

parts per billionの略で、10億分の1を1ppbといい、濃度を表す単位として使用されます。

容量比、重量比ともに濃度や含有率を表示するために用いますが、一般に気体の場合は容積比で表示します。たとえば、亜硫酸（ SO_2 ）1ppbとは空気1,000 m^3 中に SO_2 が1 cm^3 含まれている状態をいいます。

ppt

parts per trillionの略で、1兆分の1を1pptといい、濃度を表す単位として使用されます。

PPP

Polluter Pays Principleの略。環境汚染防止のコスト（費用）は汚染原因者が支払うべきであるとの考えをいい、一般には汚染者負担の原則といわれています。

環境汚染のうえに成立する商品のコストの中に環境汚染の代価が盛り込まれていることを要請するものであり、環境を汚染する商品の生産者に対する公害防止のための補助金等の支払いを禁止し、公平な経済競争の確保を目的とする考え方であり、昭和47年にOECDの環境委員会が採用しました。

フィージビリティスタディ（FS：Feasibility Study）

実現の可能性を探るための予備的な検討、調査。

富栄養化

水域での生物の繁殖が活発になる現象を一般に富栄養化といい、この現象は淡水、海水を問わず水中の栄養塩類（窒素、リン等）の増加により起こるとされています。富栄養化自体は、水産業等にとって生産力が増加するなど好影響を与える面もありますが、実際には水質が不安定となり海域での赤潮、湖沼でのアオコの発生や水道の臭い水の原因となることもあり、環境に悪影響を及ぼすことが多くなっています。

フタル酸エステル類

プラスチック類の可塑剤として使用されており、ホルモンかく乱作用が疑われているため、環境省で研究が進められています。

ふっ素

刺激臭の強い気体で、強い反応性に富みます。水中ではフッ化物の形で存在します。飲料水中に過量で斑状歯。

浮遊物質（SS：Suspended Solid）

水中に浮遊している懸濁物質のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（ mg/L ）が大きい程水質汚濁の著しいことを示します。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

浮遊粉じんのうちで、粒子径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。

プラグインハイブリッド自動車（PHV：Plug-in Hybrid Vehicle）

日本語では、プラグインハイブリッド自動車といいます。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO₂や排気ガスを出さない電気自動車（EV）のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車です。

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察を中心とした様々なメニューが各地で実施されています。

フロン

「フロン」は日本で使われている呼称で、正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称です。このうち、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル及びハイドロブromoフルオロカーボン（HBC）の7物質がオゾン層を破壊する物質として、「モントリオール議定書」で生産量及び消費量の削減が義務づけられています。

閉鎖性水域

地形等により、水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。

保安林

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林です。

〈ま〉

マイクログラム（ μg ）

100万分の1グラム（ 10^{-6} グラム）

マテリアル・リサイクル

物質の性質を変えないで素材のまま活用するリサイクル方法のことをいいます。プラスチックからプラスチック、紙から紙に利用するなど、材料としてそのまま利用するためのリサイクルです。

マニフェスト

産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防ぐため、産業廃棄物の運搬や処理を処理業者に委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を使用しなければなりません。この管理票を、マニフェストといいます。

メガソーラー

太陽光発電のうち、発電出力が1,000kW（＝1MW（メガワット））以上のものをいいます。

面評価

道路に面する地域に係る環境基準の評価方法で、従来の測定点における環境基準との比較から、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合により評価するものです。

藻場

海の中で海藻が多くある場所、陸上の森に例えられます。

〈や〉

有機スズ

内分泌かく乱作用を有すると疑われている有機スズは、トリブチルスズ（ＴＰＴ）です。船底塗料や漁網の汚染防止剤として広く普及しました。有機スズのうち、トリブチルスズオキシド（ＴＢＴＯ）は1990年に製造・輸入が禁止され、その他の有機スズも使用自粛の行政指導等により、現在は、外航船を除き使用されていません。

有機リン

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、馬拉ソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用されています。

有機リン殺虫剤は殺虫力が強く人間にも有害であり、浸透力が強く、体についたり吸収したりすると、頭痛がおきたり手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招きます。

要請限度

自動車騒音が、その限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

予測無影響濃度

生物に対する毒性試験において作用を受けない最大濃度（最大無作用濃度）に安全係数を乗じた濃度です。環境ホルモンでは、安全係数を10分の1としています。

〈ら〉

リサイクル（Recycle、再生利用）

使用済みの製品、材料などを原材料として形を変えて再生し、新しい製品、材料として使用することをいいます。

リデュース（Reduce、ごみの減量化）

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことにより、ごみの発生を抑えることをいいます。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品

の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたり、消費者が製品を長く使うことがリデュースにつながります。

リユース（Reuse、再使用）

ビールびんなどのように、ひとつの製品をできる限り長く、繰り返して使用することをいいます。

流域下水道

2つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠から成ります。事業主体は原則として都道府県です。

六価クロム（ Cr^{6+} ）

クロム化合物のうち六価のクロムのこと。クロム酸（ CrO_3 ）、重クロム酸カリ（ $\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）、重クロム酸ソーダ（ $\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。

六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

〈わ〉

ワークショップ

課題に対する共通認識や解決策を導き出すために参加者が自主的に活動する講習会をいいます。